平成27年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成27年6月16日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成27年6月16日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

日程第4 請願、陳情委員会付託

日程第5 上程議案委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

日程第4 請願、陳情委員会付託

日程第5 上程議案委員会付託

出席議員(14名)

1番	白][[<u> </u>	真君	2 看	昏	三	鴨	義	文君
3番	米	澤	睦	雄君	4 耄	昏	板	井		隆君
5番	植	田		均君	6 看	昏	景	山		浩君
7番	杉	谷	早	苗君	8 章	昏	青	砥	日出	出夫君
9番	細	田	元	教君	10看	昏	石	上	良	夫君
11番	井	田	章	雄君	12看	昏	亀	尾	共	三君
13番	真	壁	容	子君	14看	昏	秦		伊矢	1郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

	-								_				
事務局出席職員職氏名													
局長		唯		清	視君	書記		岩	田	典	弘君		
						書記		杉	谷	元	宏君		
						書記		石	谷	麻石	5子君		
						書記		中	上	和	也君		
									_				
説明のため出席した者の職氏名													
町長		坂	本	昭	文君	副町長	<u> </u>	陶	山	清	孝君		
教育長		永	江	多粒	軍夫君	病院事	事業管理者	吉	原	賢	郎君		
総務課長		加	藤		晃君	行財政	改改革推進室長	三	輪	祐	子君		
企画政策課長		上	Ш	元	張君	防災監	<u></u>	種		茂	美君		
税務課長		伊	藤		真君	町民生	上活課長	Щ	根	修	子君		
教育次長		板	持	照	明君	総務・	• 学校教育課長	清	水	達	人君		
病院事務部長		中	前	三約	己夫君	健康福	冨祉課長	Ш		俊	司君		
福祉事務所長		頼	田	光	正君	建設調	果長	芝	田	卓	巳君		
上下水道課長		仲	田	磨理	里子君	産業認	果長	頼	田	泰	史君		
監査委員		須	山	啓	己君								
									_				

午前9時00分開議

○議長(秦 伊知郎君) ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(秦 伊知郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。 7番、杉谷早苗君、8番、青砥日出夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長(秦 伊知郎君) 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、3番、米澤睦雄君の質問を許します。

米澤睦雄君。

○議員(3番 米澤 睦雄君) おはようございます。3番、米澤でございます。私は、行政と住 民とのコミュニケーションのあり方について質問いたします。

最近、朝金樹園地の防災無線屋外子局の地元の合意を得ないでの一方的な撤去や学童保育場所の移転など、行政施策と住民との思いとの間にミスマッチが見受けられます。ミスマッチが起これば、行政、住民ともに多大な負担を背負うことになります。何よりも、行政の信頼を損なうおそれがございます。原因は、施策立案時に住民の意見を聞かないことが原因と考えられます。

そこでお伺いいたします。ミスマッチの原因は、施策立案時に住民の意見を聞かないことが原因と考えられますが、その根源はどこにあるのかと考えられるのか伺います。

2点目、今後、このようなミスマッチを起こさないために、どのような方策を考えておられる か伺います。

3番目、鳥取県ではパブリックコメント実施要領を制定し、県民に広く意見を求めています。 南部町においても、今後公民館西伯分館の改築など、町民の関心が高い施策がめじろ押しだと考 えます。南部町版パブリックコメント実施要領を制定する考えはないかお伺いいたします。

4点目、法勝寺庁舎には住民の意見箱が設置されておりますが、年間どのくらいの意見が寄せられているかお伺いいたします。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 米澤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、住民の思いと行政の施策のミスマッチの原因とその解決方策についてどのように考えているかということでございます。防災行政無線の屋外子局につきましては、デジタル化に伴いシステムを更新するに当たり、設置位置について見直しを行いました。屋外子局において町内の全てをカバーすることはできませんので、非常時の避難所となる施設を中心とした周辺における情

報伝達という防災無線の役割から設置位置を決定しているところです。そのため、従来と異なった場所への設置、統廃合を行ったものがあり、朝金果樹園にありました屋外子局についても廃止したものであります。なお、本件については、日中の作業場として多くの方への情報提供が必要であるという地元からの要望を受けまして、昨年度に設置をいたしました。

次に、学童保育場所の移転については、すみれこども園の移転改築に伴い、廃止となったすみ れ保育園の活用の面から、従来から要望のありました児童館としての活用を考え、それに伴い手 狭になっている学童保育についても、児童館と併設したほうがよりその効果が得られるのではな いかということで、子ども・子育て会議において御提案を申し上げ、御意見をいただき、進めて いたところでございます。施策の実施において町長としては、マニフェストに掲げた事項につい ては信託された事項であり、それに沿った施策を行うことが使命と考えておりまして、その達成 について積極的に取り組んでいるところでございます。重要な施策における決定には、当然に町 民の方の意向の反映が必要でありますが、全ての町民の方々にその都度都度意向を伺いながら進 めることは困難であります。そのため今までも、町民の代表であります議員各位、各地域振興協 議会、各種審議会や委員会、説明会などを通じて御意見を頂戴し進めてまいりました。今回にお きましても、その流れの中で取り組んできたところでございます。しかしながら、結果として1, 200名余の方から反対署名が南部町議会に提出されることとなり、議会の御意向について注目 してるところであります。今後におきましても、さきに申し上げましたいろいろな機会を通じて、 町民の皆様と議論を深め対応していきたいと考えております。また、議員各位におかれましても、 町民の代表として町とのパイプ役としての役割をより一層高めていただきますようにお願いする ところです。

次に、パブリックコメントについてでございます。パブリックコメントは、町の重要施策や計画などの立案、制定について広く町民の皆様の御意見をいただき、寄せられた意見を考慮して政策の決定を行うことにより、町民の意見を政策に反映、ニーズに合ったサービス提供を目指すものでございます。行政改革大綱においても、その実施を位置づけているところであります。現在、要綱等の制定は行っておりませんが、重要な施策の実施、計画策定におきましては、過去にもホームページによる意見募集、利害関係者への意向調査、地元関係者との意見交換、検討会などを通じて意見聴取を行っているところでございます。今後は要綱等を制定し、その基準や実施方法、公表のあり方などを取り決めていきたいと考えます。

次に、法勝寺庁舎における意見箱に年間どのぐらいの意見が寄せられているかという御質問でございますけれども、意見箱については法勝寺庁舎、天萬庁舎、それぞれに設置していますが、

法勝寺庁舎においては昨年度はございませんでしたが、天萬庁舎においては3件ございました。 以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 米澤睦雄君の再質問を許可します。米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 3番、米澤です。今、回答をいただいたわけでございます。私も あんまりこういう質問は本来したくはないんですけれども、そうはいってもミスマッチがたびた び起こるようでは非常に困るということで質問させていただきました。

日ごろ行政は、施策の実施に当たって必要な場合には、住民や受益者の説明会や委員会を設立 して意見を求めるなど努力されていることは十分承知しておりますが、ただ、そうはいっても、 やはりミスマッチが起こるというのは、これは住民の信頼を損なうだけのことでありますので、 やはり注意をしていただきたいということでございまして、質問いたしました。私も議員になり まして、議員必携を見た中で、まあこれは私も行政OBですのでわかってたと思うんですけども、 地方自治、これは地方のことはみずから治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎 とする地方公共団体が、住民の意思に基づいてその事務を処理することをいいます。地方自治が 本来の目的であるためには、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治と、 その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治との2つのよさがともに満た されることが必要でございます。私は今回、ミスマッチの考えでいたしました。答弁が私の考え とちょっと違うんですけども、このミスマッチはやはり職員、職員の皆さんですね、職員となっ た後、多くの、初任者研修を初めとして多くのさまざまな研修を受けていらっしゃいます。ただ、 これらのミスマッチを検証いたしますと、行政職の皆さんが地方公務員として地方自治の、今申 し上げました地方自治の原則をきちんと理解していらっしゃるのか非常に疑わしいと思います。 それとも忘れていないのか。また、忙しくてついついそこまで考えが及ばなかったかということ もございますけれども、それではこれは地域振興区単位の住民の意見を聞く会でもありましたけ れども、住民目線でやっているんかと、そういう批判も出てくるわけです。そういう面からして も、この行政職員皆さんにこの地方自治の原則がはっきりと浸透してるのか。それについて町長 はどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。職員が研修も受けておりながら自治の原則を忘れているのではないかという御質問でございますが、先ほどの御質問の核心の部分で、その根源はどこにあるのかということをお尋ねになりました。私は、根源は職員にあると思っておりません。

職員は、いわゆる制度や何々審議会だとか、あるいは仕組み、条例の仕組みだとか、いろいろな中で、代表者の方に意見を聞くなどいたしまして、私は、十分ではないかもわからないけれども町民の声を聞く、そういう働きは仕事の中でしていただいてると、このように思っております。問題は、直接民主主義ではなく間接民主主義であります。したがって、議員の皆さんと町長と、結局 15人でこの町政というものを運営しているというように思うわけです。そういう意味からいいますと、このミスマッチが起きたということについての原因は、これは政治家がやっぱり負わんといけんというように思います。政治家が負わなければいけんと。職員に負わせるわけにはいかんというように思っております。そういう考えでおりまして、もちろん100%ではないわけですけども、努力は随分していただいておるというように思っております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 確かに、この地方自治のもとは町長が行うようになっておりまして、その事務を行うのは職員ということになっておりますし、提案されたものを議決するのは確かに議員でございますが、そうはいっても、最終責任は町長や議員にあるかもしれませんけども、やはり仕事をしていただくのは職員でございまして、やはり職員一人一人が、先ほど申し上げましたような地方自治の原則をしっかり認識をしていただかないと、私はこのようなミスマッチが起こってくるというふうに考えております。やはりその辺は、町長の言われることもわかりますけれども、やはりその辺は十分に注意をしていただきたいというふうに思います。

それともう1点ですね、こういうことが起こるということは、例えば施策を立案して実施するときに、どういいますか、謙虚さがないと。自分の考えは正しい、これは住民に受け入れられるはずだというように、現場をきちんと知らずにひとりよがりになってしまう可能性も否定はできないわけです。よく国家公務員ではですね、まあ私も現役時代に、国家公務員は机上の理論を押しつけるなんていうことで批判しておりましたけれども、やはり職員自体もこの役場、役場の中で施策立案をするというんじゃなしと、やはり現場に出向いて、その辺はよく現場を理解して施策をしていただきたいというふうに思います。例えば先ほど、朝金樹園地の問題や、それから学童保育の場所の移転の関係も出しました。確かに説明会はしておられるかもしれませんけれども、そうはいっても、やはり説明会をしてそういう結論に達しても、やはりそういう朝金にしても、それから学童保育の移転にしても、反対運動が起こるということはやはりこれは真摯に受けとめていかなければならないと思います。その辺で、町長、その辺のことはどういうふうに考えておられますか。

○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。現場に出かけて政策をつくれというのは、全く同感でございます。できるだけ現場に出て、いろいろな意見を聞いて政策立案をしなければいけんというように、これは基本的なこととして同感でございます。

具体的な問題をおっしゃいますので、私も具体的にお答えをいたしますけれども、朝金のこの 施設なんですけれども、聞いてみますと、これは構造改善、農林水産省か何かの補助金を受けて、 構造改善事業でやったというように聞いております。したがって、防災無線の基本的な考え方に のっとってやったわけではない。農林水産省の事業の中でそれを設置したというぐあいに聞いて おります。防災無線はですね、まあ米澤議員は誤解しておられるかもわかりませんけれども、電 波がどのように伝わっていくのかというような、全町をくまなく調査をいたしまして、それで基 本的に避難所、避難所の周辺にそのデジタル放送の施設をつくるということでありまして、町内 で聞こえないところがほとんどであります、聞こえないところがほとんど。それはもうやむを得 ないことだという理解をしております。避難所などでちゃんと聞こえるようにするという方針で 進めたわけであります。したがって、朝金のこの果樹、あれ団地か、果樹団地、果樹園に屋外子 局についてというのは、当初からそういう、何ていいましょうか、候補地ではないわけです。候 補地じゃない、防災行政無線の候補地じゃなかったということであります。これを一つ一つ意見 聞いてやっておりますと、聞こえないところがほとんどですから、まあいわゆる収拾がつかなく なるということであります。そういうことで、最初から朝金の果樹園については予定がなかった ということで御理解をいただきたいと思います。ただ、日中ですね、果樹園の作業などであそこ にたくさん人がお集まりになるというようなこと、まあそういうことの事情を1つずつ聞きまし て、ちょっと意味の違った意味であそこに設置をさせていただいたと、お困りになるだろうとい うことですね。そういうことに配慮をしまして、朝金の果樹園にその施設を設置したというぐあ いに私は聞いております。ですから、当初計画した防災行政無線の施設としての予定はなかった ということでありまして、まあ特別に対応をしたというぐあいに御理解をいただきたいと思いま す。

それから、学童保育ですけれども、学童保育は3月の議会で児童館を設置するということで、 条例の可決をいただきました。それで、予算のほうは、学童保育の補助金をもらってあそこを改 修しますという予算を提案して、これも御承認をいただいております。条例のほうは児童館であ りますが議決いただき、予算のほうは学童保育のための改修費用を計上して議決をいただいたと いうことになっております。それで、そもそもこの議論は、昨年の9月だったと思いますけれど も、議会だったと思いますけれども、石上議員さんのほうから、まあどうだということを言って いただきまして、これは非常にいいことだということで、計画をして予算計上もしたという流れになっております。それでですね、子ども・子育て会議というのを開催しまして、この子ども・子育て会議の中で、都合7回開催しておりますけれども、児童館の問題、それから学童保育の問題も議論をしていただいております。子ども・子育て会議の中で、児童館はええんだと、これ全員賛成だったそうでございます。しかし、学童保育については異論もあって、そこでそういう、少数意見だったそうですけれども、異論が出るということですから、これを運営委員会ですか、というようなものをつくって、実際に携わる人たちの意見を聞いて、その意見をもう一遍子ども・子育て会議へ返してくださいという結論をいただいてるわけです。そういう流れの中で、それでは運営協議会をつくってまた御相談しながらやろうかという、そういうやさきに反対の署名運動が起きて、こういう結果になっているわけです。

ですから、住民の皆さんの御心配というのはわかりますけれども、町のほうとしては手続的にはそういう手続を踏んで進めてきていると。今後ですね、その運営関係者などの中心のメンバーになる実際の運営の協議会の中で、町の考えをお伝えして、それで結論が出る。それをまた子ども・子育て会議に返して、子ども・子育て会議の中でまたいろいろお話をしていただいて、町長に意見を言っていただくというぐあいに進めていこうと考えているわけです。ですから、何といいましょうか、手続途中で突然こういう運動が起こったということでありまして、私はきのうの質問の中でも意外だと言いましたけれども、意外に思っているわけです。そういう経過の中で起きたことだということで、ミスマッチということばっかりでもないのではないかと思っております。

行政がやりたい、やりたい、あるいは、こうしたほうがいいのではないかということについて、住民の皆さんがいろいろな御意見を持たれるということは、これ自然のことであって、賛成もあれば反対もあるということですから、このことはあんまり、何ていうんでしょうか、反対署名運動があったのですぐミスマッチだというようなことでは私はないと思っております。そうではなくてその途中の過程で、意外なことに運動が起きて、このようなことになっておるということですから、まあ今後ですね、児童館の館長を定めて、館長を中心にした運営協議会などをつくってしっかり議論していただいて、またその結果を子ども・子育て会議にお返しして、また議論していただいてという、まあいわゆる時間をかけて、ことしの12月になるのか、来年の4月になるのかわかりませんけれども、放課後児童クラブの開設について進めたいというように考えているわけです。3月のときもいろいろ意見があって、私も時間はたっぷりあるので、十分これから相談しながら進めていきたいというようなことも答弁した覚えがあります。そのように考えており

ますので、御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) ありがとうございました。

朝金の件ですけども、農業構造改善事業ですか、それと防災無線とは趣旨が違うという話でございましたけれども、ただ、実際にはですね、やはりついていたと、子局がついていたと、現実ございますので、やはり防災無線の趣旨とは反するとしてもそれを撤去する際には、やはり地元にきちんと話しかけが必要だったと私は思います。その辺のことは十分注意していただきたいと私は思います。

それから、今、学童保育の関係が出ましたけれども、行政としては、子ども・子育て会議ですか、その中で議論をして、そして、児童館についてはすぐしなさいと、それは皆さん賛成であったと。ただ、学童保育の場所の移転については若干の反対があったということでございまして、連絡協議会にかけてですね、その結論に基づいてまた学童保育のほうに返すというようなことをおっしゃいました。それはそれで正しいとは思いますけれども、ただ、やはり、どういいますか、こういうものがいわゆる署名を添えて出てくるということは、やはりやり方に少し問題があったんじゃないかなというふうには私は思います。今、町長がおっしゃいました流れですね、学童保育の場所の移転の流れについては、やはり議会のほうにも陳情書が出ておりますけれども、やはり慎重にこれは対処していかなければならないと考えますので、その辺のことについてはよろしくお願いいたします。

それから、私が住民の目線に立ってないと言いましたのは、もう一つですね、私は期日前投票の会見地区の設置を議会で一般質問で出しとるんですけれども、これも住民の声を聞かないということでちょっと質問したいんですけれども、会見地区で期日前投票所を設置するということについては、3人の議員が何回も一般質問で出しているんですよ。ところが、選挙管理委員会は、場所、それから人員、それから投票用紙の管理等の困難さを上げて、いわゆる門前払いをされているということが私は考えております。やはり、そこまで議員から一般質問がたくさんあったということはそれだけ住民からの要望があるというふうに考えられて、例えば選挙管理委員会で実際に本当にどれだけの要望の人がおるんだということを把握するように、会見地区の住民に対してでもアンケート調査を行って、私は住民の意識を調査する必要もあると思うんですよ。ただ、そういうこともしていない。そうことも私は非常に行政に対する、まあ私も行政職員のOBであんまり言いたくないんですけども、私自身がちょっと信頼を損ねているということがございます。それについては選挙管理委員長、ああ、事務局長、どういうふうに考えられますか。

○議長(秦 伊知郎君) 休憩いたします。

午前9時29分休憩

.....

午前9時30分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

選挙管理委員会事務局長、加藤晃君。

○選挙管理委員会事務局長(加藤 晃君) 選挙管理委員会の事務局長の加藤です。

先ほどの議員さんからも言われましたように……(「入ってない」と呼ぶ者あり)何回も議員さんのほうから質問があるんだけども、それに対してまあ同じような答えをして、全く考えていないというような言い方だったと思っておりますが、委員会のほうで話を行っておりまして、その中で委員さんの中から、やはりその分については、設けることについては必要ないということで結論いただいとるものでございますから、それはいろいろな面で確かにあって便利だということは皆さん承知なわけですけども、そこに設けることについて、ほかのことから考えた中で果たしてそこ設けるべきだろうかということを皆さんで話し合った中では、そこはそこまでする必要はないという結論をいただいておりますから、現在の形でお答えさせていただいてるというとこでございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 通告以外の質問して大変申しわけないんですけども、今、選挙管理委員会の事務局長がおっしゃいましたけれども、そこがちょっと私、合点がいかないんですよね。選挙管理委員会委員の結論、ただそうはいっても、会見地区の住民はたくさんそういうことを言っておりますので、やはり住民の意見にある程度の耳を傾けるということは非常に大切でございますので、ちょっとその辺のことは再度よく考えていただきたいと思います。

それから、次に、パブリックコメントのほうに移りますけれども、町行政のほうではやってるということでございますが、ただ要綱が定めてないということがございます。鳥取県、質問いたしましたけれども、鳥取県、このパブリックコメントの実施要領ですね、これについて読んでみますとですね、実施要領の目的、「県の主要な施策や重要な条例等の立案に当たって、その主旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、県民から寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うことにより、県民の県政参画への推進を図るとともに、県の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする」とあります。これはそのまま当然町政に当てはまります。今後、町民の皆さんに町政への関心を持っていただくためにも、また質問で申

し上げましたように、公民館の西伯分館の改築など重要な施策がたくさんあると思いますけれども、専門家や受益者だけに任せるのではなくて、広く計画を公表して、意見を公募し、住民の英知を集めることが必要であると考えております。それから、今、なんぶ創生100人委員会についても今案をつくっておられますけれども、これもパブリックコメントによってですね、その案を広く公表して住民の意見を求めることが私は必要であると思いますが、その辺については町長はどう思われますか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。パブリックコメントは必要だろうと思います。それから、特に100人委員会の中間答申といいましょうか、こういうものについては積極的に公表していろいろな意見で補強していただきたいと考えております。6月の、もとい7月の12ですね、中旬には議会の全協か何か開いていただいて、これを御説明申し上げたいと思っております。これは中間取りまとめの関係です。その終わった段階で住民の皆様にも公表したいというように考えておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(秦 伊知郎君) 米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 今、100人委員会ですか、これは中間取りまとめを議会に公表し、議会の全協に持ち上げると。それから、それが終わったら、住民へ公表して積極的にパブリックコメントを求めるということでございましたので、ぜひともそのようにやっていただきたいと思います。

それから、この実施要領は町のほうではつくると、要綱を制定するということでございますので、これについては私は非常に歓迎するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後にですね、住民の意見箱の話をしましたけれども、まあ天萬庁舎と法勝寺庁舎に設置をしてるということでございますが、法勝寺庁舎はゼロ、天萬庁舎が3件ですか、ということでございます。非常に意見箱への意見が少ないということでございますが、やはりですね、せっかく意見箱をつくっているんでしたら、やはり広く町民の皆さんにそれは周知をすべきであると私は考えます。どういいますか、見てみますと、意見箱っていうような形でなっておりますけれども、もうちょっとしゃれた名前をつけてでも広く町民の皆さんに周知をするような、例えばですね、これは私が勝手に今言いますけれども、例えば南部町目安箱というような形で、やはり広く周知をしていくと、広く町民の皆さんの意見を求めるという形が私は必要であると思いますが、町長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、加藤晃君。

○総務課長(加藤 晃君) 総務課長でございます。

今御意見いただきましたが、目安箱というのはまあ別にして、周知のほうもしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 米澤睦雄君。
- ○議員(3番 米澤 睦雄君) 私がこのような質問をいたしましたのは、とにかく行政は地方自治の原点に立って、やはり住民の意見、確かに私も行政職員のOBですけれども、確かに町民の皆さんの声を聞きます。そうはいってもですね、このようなことが起こりますので、何ですっけ、あれは……(発言する者あり)学童保育ですね。学童保育については、今、経過を聞きました。そうはいっても、そういう問題も起こってくる。それから、朝金にしてもですね、やはり撤去時に住民の声をきちんと聞かなかったということございます。とにかく地方自治の原点である、住民の声をきちんと聞くということをやはり徹底していただきたいと思います。

ということで、以上で私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で、3番、米澤睦雄君の質問を終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) 続いて、6番、景山浩君の質問を許します。 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 6番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、 農業用ため池の維持・廃止等について質問させていただきます。

農業用ため池は農業という事業用の施設であり、その維持管理は従来から水利関係者、受益者の責任においてなされてまいりました。しかし、米作農家や農業従事者の減少、高齢化、米価の下落等により、ため池の水を利用して耕作される田の面積及びため池関係農家の減少で、その状況は大きく変わってきています。維持管理が以前のように十分行われていない、さらには水利利用の水田全ての農地の耕作が放棄され、水利関係者がいなくなって管理者不在となり、放置状態となっているため池があちらこちらにふえています。水利条件に余り恵まれていない当町で、特に山間部で長年にわたり水田維持のために重要な役割を担っていたため池の維持管理が今日農家の大きな負担となり、さらに将来負担の大きさが懸念されることから、耕作放棄が進むおそれが懸念され、また老朽化で災害の危険性を抱えるなどの問題が顕在化していきています。今後もこの傾向はさらに進むことが考えられ、水田の維持や防災の観点からも農業用ため池の維持管理の考え方を見直す時期に来ていると考えます。

そこで質問いたします。 1番、現在町内の農業用ため池の数は何カ所でしょうか。

2番、各ため池ごとの耕作面積や所有関係、管理者・関係者数等の利用状況、また貯水量や貯水状況、老朽化や安全状況等のデータは整備されているのでしょうか。

3番、現在利用可能なため池修繕や廃止への支援制度とその内容はどのようなものでしょうか。 4番、農家負担の増大や放置ため池の現状を踏まえて、町は今後このため池問題にどう取り組んでいくお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 景山議員の御質問にお答えをしてまいります。

まず、町内の農業用ため池の数でございますけれども、217カ所ございます。そのうち廃止、 開削などを行って廃止しておるもの13カ所、それから未利用、これはまあ落水などをしまして 利用していない、67カ所ありますので、現在利用されているため池は137カ所と承知してお ります。

利用されているため池のうち、堤高が15メートル以上で災害時に点検を行う防災上重要ため池が2カ所、堤高は規定以下だが下流に民家、公共施設等があり、決壊時の影響が大きな警戒すべきため池が5カ所ございます。町では個々のため池の情報は台帳で管理しておりまして、所在地、管理者、堤体幅、堤高、堤長、堤の勾配、貯水量、かんがい受益面積、受益戸数、被害想定戸数と人口、面積及び公共施設の有無、余水吐き、取水施設、底樋、斜樋、堤体のり面保護など、ため池の構造と能力、日常管理の方法、老朽度、改修歴、被災歴、断面図、平面図など、堤体図、現況写真を記載しております。鳥取県がデータ化しているため池一覧表は、防災点検用のため池データになります。記載内容は池の名称、受益面積、管理者、防災上必要な情報として重要なため池、警戒すべきため池、整備済みか未整備か、廃止、未利用、情報連絡体制の整備、未整備、ハザードマップ作成の有無、点検歴と評価についてまとめられております。

平成17年度から平成20年度にかけて、鳥取県と町で行ったため池の防災点検では、管理者の皆さんに協力いただいて堤体や施設の状況を点検し、老朽度を現地調査で確認して、下流の被害状況を想定し、豪雨による危険度、影響度について判定を行っております。同様の点検は、防災パトロールと名称を変えて平成20年度から平成24年度にかけても行っております。また、平成25年度から平成26年度にかけて、鳥取県が豪雨による被害に加えて、地震による危険度、影響について判定を行っております。点検した状況については、町のため池台帳の記載にフィードバックしておるわけであります。

次に、ため池修繕や廃止への支援制度についてお答えします。ため池の整備事業には、県営地

域ため池総合整備事業とため池防災減災対策事業がありますが、近年は社会情勢の変化に伴いまして、利水目的のため池整備より防災対策として事業実施が多くなっております。県営地域ため池総合整備事業費は、国費補助事業で総事業費が8,000万円以上、受益面積10~タクール以上、中山間地域は5~クタール以上で、農村地域防災減災総合計画、ため池ハザードマップ作成に基づき実施される事業になります。地元負担につきましては、一般地域では事業費の6%、中山間地域では事業費の2%をいただくことになります。ハザードマップ作成に関する事業費は、全額国が負担します。ため池防災減災対策推進事業は、ため池点検やハザードマップの作成、防災減災システム整備など調査推進事業は国の全額補助金で実施できますが、ため池の廃止、管理道の整備、ため池のしゅんせつなど防災減災対策を行う保全対策事業には地元負担が必要であります。南部町では事業実施がないために地元負担については定めておりません。このほか、ため池の堤体や余水吐きなど施設の修繕に活用できる県事業にはしっかり守る農林基盤交付金事業があり、地元負担は事業費の20%としております。

次に、農家負担の増大や放置ため池の現状を踏まえて町はどう取り組むのか、農業用ため池の維持管理の考え方を見直す必要があるのではないかということでございます。議員も話されたように、水利に余り恵まれない山間部などの水田へのかんがい用水の確保を目的として、ため池がつくられた経緯から放棄される水田が多くなって利水の必要が少なくなり、災害の危険性を考えられて堤体を開削してため池を廃止される御相談も出てきております。防災上の観点から開削されるなどの折には、補助制度もありますので御相談ください。なお、御質問にあったように、関係者が1人ずつ減ってきて、残ったわずかな関係者でため池の維持管理をされることについては、お気の毒とも思いますけれども、逆に考えますと、水を自由に使用できる便益も確保されるということだろうとも思います。維持管理については、災害復旧工事等の折に一部負担をいただいてるように、受益者負担は原則的な考え方だと思っております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君の再質問を許可します。景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 非常に丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございました。 ため池についてのデータ等はかなり詳細に把握をしておられるということなんですが、その中で1つちょっと気になったといいますか、不明なことがありまして、ため池ごとの受益面積というのは本来そのため池が使われるべきといいますか、つくられたときに水田を維持していくため の面積なんでしょうか、それとも現状使われている面積なんでしょうか。そのことをちょっと確認をさせてください。

- ○議長(秦 伊知郎君) 産業課長、頼田泰史君。
- ○産業課長(頼田 泰史君) 産業課長でございます。議員が言われましたように、つくられた当初といいますか、もともと水田として利用されてきたということでして、このごろ廃止になったからそれが減ってるとかそういう変化はございません。
- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 現状ですね、相当、例えば3町歩ぐらいの田んぼをため池で賄ってた、あるため池で賄ってたという、そういう箇所が、現状はそれの半減とか3分の1とか、もっと少ない面積になってる。もともとのその3町歩とかと、例えばですが、いうことになりますと、関係農家数は例えば20軒とか30軒とかあったところが、現在は10軒であったり5軒であったり、3軒であったり2軒であったりというふうに減ってきているというところの把握の状況っていうのはどんなもんでしょうか。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 産業課長、頼田泰史君。
- ○**産業課長(頼田 泰史君)** 議員が言われるような、そこまでの把握はしておりません。
- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 一番、多分問題になってるところがそこの部分だろうなというふうに思います。実際、私も堤を使って水田をつくってますので、そうですね、20年、20年っていうことはないですかね、10何年ぐらい前は堤の草刈りに人がわっとこう出てこられると、10軒以上出てこられて、みんなで堤までのまあ道路といいますか、通路と、それと堤体の斜面の草刈りをみんなでわっとかかってやって。秋ですね、田んぼが終われば、それまでにコイを飼っとって、水を落として、みんなでそのコイをとることで堤の余分な底にたまっている土を流して維持をするといったようなことが可能だったわけですが、現状はですね、多分、私のとこだけじゃなくてほとんどのところがそうだと思いますけども、関係者がすごく少なくなって、草刈りが年に2回やっとったのが1回になるとか、2年に1回ぐらいしかできんとかですね。そして、一番下の堤を抜いて、たまった泥を流すといったようなこともなかなかできない状況が相当進んでいるというふうに思いますが、そこら辺はですね、まあ感覚、雰囲気になるかもしれませんけれども、どうお考えでしょうか、町長。
- ○議長(秦 伊知郎君) 副町長、陶山清孝君。
- ○副町長(陶山 清孝君) 副町長でございます。景山議員と私も同じ立場でございまして、きょうも夜その会合をするということがありまして、今、本当だなと思いながら聞いておりました。 高度成長時代、米価が安定してあった時代から今を考えれば、もう状況は人口減少と高齢化が

まさにその農業やため池の問題も直接来てると思います。きのう、今、急にそれをじゃあどう解決するのかという方策はなかなか見つかりませんが、国の施策としても、今、集落だとか地域に目を向けた、きのうも亀尾議員ありましたように、多面的機能の交付金であったり、中山間の直接支払いであったり、そういうものを使いながら、または人を頼んででも、そのお金を使いながら、ここはしのいでいくっていうことはまずは一歩だろうなというぐあいに思っております。

受益と負担の関係上がりまして、景山議員の御質問のように、では、池で今まで恩恵を受けた 受益者の皆さんの池の維持に対してまでも、じゃあ全住民が負担をしていただくのかというのは、 これは少し議論が要るんではないかというぐあいに思います。非常に悩ましい問題ですが、これ からの人口減少社会の中では逃げられない課題だろうと思いますので、真剣にその辺も考えたい と思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 私も、あくまでも基本は受益者が頑張って何とか維持するべきだろうというふうに思います。ただ、国の制度、県の制度を見ても、6%とか2%というところまで受益者負担を小さくしてということになると、94%とか98%ぐらいは税金を使ってでも何とか維持をしようという実態はそこまで来てるんだろうなというふうに思います。ただ、県の20%の受益者負担といいましても、例えば堤体の修繕とか再構築とかということになりますと、相当な金額が発生してくるんだろうなというふうに思いますが、通告はしてないんですけれども、ここ近年ですね、大体、修理をされたなんていうのはどれぐらいの金額がかかってて、地元負担っていうのは、受益者負担っていうのはどれぐらいが発生してるのかっていうのがわかりましたら、というか多分わかると思うんですが、教えていただきたいと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 休憩します。

午前 9 時 5 6 分休憩

午前9時56分再開

- ○議長(秦 伊知郎君) 再開します。建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。近年、議員が言われるような堤の修理とかいうことは例がございません。
- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) ということは、もう既に未利用になったり、廃止に、もしそうい

う不都合が発生した場合には、未利用になったり廃止になったりということなのかなという気は するんですが、まあ済みません、そこら辺は通告をしておりませんでしたので。

この修繕の工事なんですけれども、多分、相当多額のお金が必要となって、たとえ20%、国の大きな分になって6パーとかっていうことになっても、農家の負担っていうのはかなり大きなものがあるんだろうなというふうに思います。そうすると、もう純粋に経済活動だっていうふうに割り切って考えると、じゃあ、その投資した額とそれと米の販売代金、販売利益が返ってきたときに、本当に見合うのかということを多分どこの農家も考えられるし、制度的にそれって本当に妥当なのかなというところが出てくるんだろうなというふうに思います。一般的な話ですけども、公共事業の仕様っていうのはかなり安全性だとか、きちんとした工事を求められるのでおのずと値段が高くなってくるということが言われてるんですけれども、この近年ないと言われるこの堤の工事というのも、やっぱり当然お金入りますから、公共工事のきちんとした設計できちんとした仕様でということになるんだろうなと思うんですけども、そこら辺のことを確認させてください。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。当然、国の補助または県の補助を使うということになりましたら、そちらのほうにのっとって事業は行うと、設計はするということになります。以上です。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) ここからは検討していただきたいというところです。例えば何千 万もかかるとか、1億もかかるという、そういった工事がきちんと受益者の人も納得して、そして払うことができてやれれば、貯水能力も非常に高い状態で安全性も高いということで、まあ万 々歳といいますか、いいとは思うんですが、先ほどからの話で受益農家の数が減ってきてる、面積も減ってきてる、そして投資した分のリターンの、米価の下落で販売価格によってそれが賄っていけないという状況であるならば、今までの現状に戻すとかというような復旧の仕方ではない復旧もこれからは考えていかないといけないんじゃないだろうかなというふうに思います。ちらっと聞きましたら、廃止の場合でも堤防をしっかり開削をして、水路の整備まできちんとやらないといけないとなると、それなりの金額がかかってくるということのようですが、例えばですね、現在の耕作面積、必要水量に合わせて貯水の最高水位を1メートルとか2メートル下げると。それでも十分水が賄えるんだというところまで下げるような、そういうのでも補助対象に、まあ現在もなっているのかちょっとよくわからないんですが、していただければ、工事費としては非常

に安くて済むのではないかなというふうに思いますが、そこら辺のとこはどんなもんでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。新しい発想で御質問いただきましたが、私は現実的ではないと思います。と申しますのは、私も堤を持っとりまして、小さいのを、維持管理しながらやっているわけですけど、そのちょうどいいほどなんていうのはなかなか難しいわけですね。余水吐きのところまで行かないような水位で維持管理しておりますと、大水が来たときに今度は排水管に手が届かんようになります、一遍でたまってしまって。ですから、案としてはおもしろいなとは思うんですけど、やっぱりそこまで、1メートルためるんだったら、1メートル以上超えたときには余水吐きからちゃんと出るような仕掛けをしておかんと、のり面というんでしょうか、あとの管理は非常に難しいになるので、まあおもしろい提案ではありますけれども、ちょっと難しいのではないかな。余水吐きをそこまで下げていく工事を同時にせんといけんのではないかというように思います。

それとですね、いわゆる堤の内側に刃金土というんでしょうか、しっかりしたたたきつけをして水が漏れないように確保してあるわけですけれども、そこが絶えず風雨にさらされるというような状況というのが果たして本当にいいものなのかどうなのか。大雨か何かが、洪水か何かかが来て一遍に堤が受けたときにですね、案外もろくなって決壊するというようなことがあるのではないかというようなことを心配するわけですね。

お気持ちはまあよくわかりますけどね、なかなか下流域の受益の方が1人減り2人減りすれば残った人での維持管理ちゅうのはこれ困難になりますから、おっしゃることは非常に受けとめるわけなんですけれども、まあやっぱり、そうはいっても農地は農地として維持管理されている限りは、稲をつくろうとかつくらまいはこれ別にしまして、これはやっぱり受益者だと思うんですよ。たまたまことしは稲をつくらないので、自分は堤は使わんって言っても、その農地を持っておられる限りはやっぱり関係者だと、受益者だというぐあいに私は思うわけですけど、まあその辺はどのようにお考えでしょうか。やっぱり完全に放棄なさってしまえば、これはまあ受益者ではなくなるかもわかりませんけれども、その折にでも、やっぱり将来的にこの堤をやめるときとか、そういうときの負担の関係はお話ししておかれんといけんのではないかと思います。今、あなたは受益者ではなくなるけれども、今まで一緒にやってきていたわけですから、将来的にこの堤を使わんやになったときには一定の負担はお願いしますよいう、まあいわば取り決めをしておかんといけんのではないかなと思いました。理屈で議論をしておりますと、極論になってしまうわけですけれども、現実にはお困りのことが非常に多いわけでして、災害復旧事業などでできる

だけ対応して、高額な補助金をいただいて修理をするというようなことで従来もやってきました し、今後もそういう考え方で進めていきたいもんだなと思っております。そこの辺までしか、町 長としてはちょっと答弁には自信がないので、御容赦いただきたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 今、町長からお話がありました、将来的な取り決めといったようなことも、今までは田んぼをやめてしまうということを想定してなかったので、ほとんど、多分、そういう取り決めしてないんじゃないかなというふうに思います。これからそういう可能性も高くなってきますので非常に重要なことだなと、真剣にちょっと受益者の中で話をしていかないといけないなというふうに、今お話を伺ってて感じました。

その水位を下げるという話なんですけれども、町長からの答弁にもありましたように、樋を抜いただけではやっぱり大雨の時には吐水力、流入量のほうが上回って、思いがけないたくさんの水がたまってしまうということになると思いますので、やっぱり余水吐けの部分、もともと外側も水路になっていて水が流れることに耐えれる構造になってる余水吐けの部分を切り下げるという方法しか、多分なかなかないんだろうなと。堤体自体に傷をつけるというわけにはいかないと思います。そういうことも、農家、受益者の皆さんから希望があればやっぱり対応していただける、そういったような柔軟な制度を検討していただきたいというふうに思います。本当にお金にならない農業ということに現在はなっておりますけれども、将来的には食料っていうのは確実に多分足りなくなってくるんだろうなというふうに思います。そうしますと、例えば廃止をするため池でも余水吐けを下げることによって、最高水位になったときに危険性をぐっと下げておくということで、また将来的に農地に復田をした場合にでもため池としてある程度使えるといったようなことも考えながら、運用方法といいますか、仕組み、制度っていうのをお考えいただければなというふうに思うんですけれども、そこら辺のところいかがでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。まあ全く新しい提案でございますので、私もさっき 余水吐きを下げんといけんのではないかということを言いましたので、まあそういうため池の維 持管理について具体的に関係者の皆様から御相談があれば、真面目に対応したいというように考 えます。まあしゃくし定規では考えんということで御理解をいただきたいと思います。

おっしゃったようにですね、国も8,000万円以上の場合は6%ですか、というような個人負担、逆に言うと、さっきおっしゃったように94%までは国費でやるわけですから、非常に公共性が高いというぐあいに見てるというように思うわけです。ですから、決して列車のレールのよ

うにどこまでも一緒にならんということではない。町も十分に耳を傾けて対応できるように努力 はしていきたいというように思っておりますが、個別具体的なことについてはちょっと申し上げ られませんが、そういう気持ちでおりますのでよろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 景山浩君。
- ○議員(6番 景山 浩君) 最後の1軒になっても農地を守ってやろうと言われるようなそういう気概のある農家さん守っていかないと、最終的に山際の入り組んだようなところの田んぼっていうのはほとんどなくなってしまうのかなというふうに懸念をしております。ぜひこのため池につきましては支援を強化をいただくことをお願いをして、私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 以上で、6番、景山浩君の質問を終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時35分です。

午前10時12分休憩

.....

午前10時35分再開

〇議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

○議員(13番 真壁 容子君) ただいまより3点にわたって質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点目、「平和安全法制」の自治体への影響を問います。安倍内閣は、5月15日、国会に「平和安全法制」の名で11本にわたる法律を2つにまとめて提出してきました。国会でも議論になっていますが、一連の法案は平和安全を銘打っていますが、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦争法案が正体だということがわかってきています。今回の法案は、自治体の役割も大きく変質させることになるのではないでしょうか。2004年の国民保護法のもと、集団的自衛権の行使となる海外での武力行使の場合にも、自治体が住民を動員する役割を担わされる危険性が出てきます。自衛官の募集事務もしていますが、青年を海外の戦地に送り出す事務へとなってくるのではないでしょうか。戦後、日本の自治体労働者の運動、住民を侵略戦争に動員した痛恨の反省を原点とし、自治体労働者は二度と赤紙を配らないの誓いから始まったと仄聞しています。憲法尊重擁護義務を負い、住民の命と暮らしを守る役割を担う自治体として、今法案の成立阻止に向けて全力を挙げるべきではないかとの立場から質問いたします。

まず1点目、町内の様子ですが、町内のこれまでの戦死者の数、それから現自衛官の人数を求めます。第2点目、今回の法案についての町長の所見を求めます。3点目、国民保護法のもと、自治体が住民を動員する役割を担わせる事態があるとお考えでしょうか。法律に沿って説明してください。4点目、現在行っている法定受託事務である自衛官募集事務で住民情報の扱いについてですが、本町ではどのように対応しているのでしょうか。説明を求めます。5点目、町長に対し、住民の声を代表して法案阻止への声を上げていただきたく、その努力を求めたいと思います。これについての御意見をお聞かせください。

第2点目、学童保育施設のあり方を問いたいと思います。3月議会で提案された学童保育併設の法勝寺児童館の計画は、保護者や住民の反対の声が大きく上がり、今年度の改修、開設が保留となりました。保護者や関係者の多くの声は、現行のプラザ西伯で学童保育を続けてほしいという願いです。今後、児童館設置に当たり、専門家の意見を聞くとのことですが、保護者や現場の声を無視して計画は進まないのではないでしょうか。また、今回問題になっている児童館と学童保育についてのそれぞれの見解も求められてくることではないでしょうか。町の考えをただしたいと思います。

まず1点目、これまでの保護者や指導者たちの声を町長はどのように把握してるでしょうか。 保護者や指導者たちの陳情、嘆願書等目を通しているか。それと、それについての町長の所見を お伺いいたします。2点目、現行のプラザ西伯で学童保育を続行することができないのでしょう か。3点目、児童館事業と学童保育事業について町の見解を問います。とりわけ、厚生労働省、 文科省は、児童館併設学童保育問題については放課後事業の一体型を言っていますが、これにつ いてどのようにお考えなのかということをお聞かせください。次、児童館と学童保育を併設する との考えはどこから出てきたのでしょうか。これも町がこういうことを提案していくに当たって 何らかの根拠があるはずですので、そこを説明してください。最後、児童館に学童保育の場所を 併設するのではなく、学童保育専用施設での実施を求めますが、それについての意見をお伺いい たします。

第3点目、地域振興区政策を問います。5月19日から始まった議会主催の住民の声を聞く会では、参加者は決して多くはなかったのですが、貴重な意見がたくさん寄せられました。中でも、地域振興協議会をめぐっての意見が多く出てきました。交付金のあり方、活動等についても、住民や関係者の声を聞いて、見直すべき内容も多いと感じた次第です。住民の声を紹介し、町長の見解を問いたいと思います。

1つ目、これまで町の重要施策の実施に当たり、振興協議会に意見を求めたことがあったでし

ょうか。これは条例等でも位置づけがありますが、あるとすれば、その件数と内容、ないとすれ ば、どうしてしていなかったのかを説明してください。2点目、交付金のあり方。具体的には、 行政文書の配付である行政文書配付事業が町の仕事かそうでないのかという問題になってくると 思うんですが、交付金のあり方について丸々公金が出ているお金を任意団体である振興協議会の 一存で使い方を決めていいのかどうか。これが意見として上がりました。この点についての考え をお伺いいたします。次、公民館活動のあり方。国でも決められている公民館事業が地域振興協 議会におりることによって、本来地方交付税等で出されている公民館の分に対するお金はどのよ うに使われているのか。公民館活動が地域振興協議会でどのようになされているのかってことと、 本来そうであっていいのかという問題を問いかけられました。それについてお答えください。4 点目、ジゲの道事業について。上限100万円で地域振興協議会に渡している事業について入札 しなくていいのか、公金が出ていますから。そういう問いかけありました。それについての町の 見解を求めます。指定管理のあり方について。とりわけ振興協議会に指名指定している場所につ いてです。総合的な改修計画がなければ、振興協議会での運営費の中での負担がふえてくる。町 は全体に指定管理に出している建物についての総合的な改修計画等を持つべきではないか、この 意見に対してどのようにお考えでしょうか。最後は、集落の自治活動への直接支援が欲しい。こ れは振興協議会の会長を前にしてでもあったのですが、集落へのそれぞれの個別な活動について、 町が直接支援する方法はないのか、こういう問いかけがありました。これらについてどのように お答えでしょうか。

以上、再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 真壁議員の御質問にお答えをしてまいります。

最初に、平和安全法制の自治体への影響を問うということでございます。町内の戦死者、現自 衛官の人数を求めるということでございますが、町での戦没者数につきましては550名であり、 現自衛官の人数につきましては、過去5年間の入隊者数の把握しかできませんが、計7名と聞い ております。ちなみに、毎年2名程度の入隊がございます。

次に、現在審議されている法案についての所見を問うということについてでございます。現在、国会では、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法案をまとめた平和安全法制整備法や、国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施をまとめた国際平和支援法が審議されております。日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中で、さまざまな法律を点検して、すき間を埋め、

抑止力をさらに高めて戦争を未然に防ぐこと、それが今回の平和安全法制の目的とされております。しかしながら、現状ではまだ国民の理解が深まっているとは言えない状況にあるようです。 政府には日本を取り巻く現状や法案のもたらす効果について、国民にさらにわかりやすく丁寧な説明を求めるものであります。

次に、国民保護法のもと、自治体が住民を動員する役割を担わせる事態があると考えているかということでございます。国民保護法は、正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ですが、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国、地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置が規定されてるものでございます。まず、この法律について若干整理しますと、この法律は、武力攻撃事態等における国、地方公共団体等の責務や役割分担を明確にするものでございます。また、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めており、これら国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされることとなっております。

さて、議員御質問の、自治体が住民を動員する役割を担わせる事態があるかとのことでございますが、法律では国や地方公共団体が協力を要請できる場合として、次の5点に限定して規定しております。1点目に避難に関する訓練への参加。2点目は避難住民の誘導の援助。3点目は救援の援助。4点目に消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助。最後、5点目としてまして、住民の健康保持または環境衛生の確保の援助でございます。したがいまして、これら5点の場合につきましては、協力要請ができるわけでありますけれども、あくまでも強制にわたることがあってはならないとされております。町でも、南部町保護計画を策定しております。この計画は、町が国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道的な精神に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロや有事が発生した場合に、南部町にいる全ての人を保護するためのものです。いずれにしましても、このような事態が起こらないように政府の努力を期待するものでありますが、万が一の場合には、住民の協力は重要であることから、平素から住民の理解が得られるように啓発を適切に行ってまいります。

次に、自衛官募集事務における住民情報の扱いについて問うという御質問であります。防衛省が行う自衛官等の募集に関しては、学生などの募集事務と自衛官などの募集事務の2つに大別されます。まず学生などの募集事務に必要な住民基本台帳情報については、自衛隊法第29条第1

項及び同法第35号を根拠に閲覧請求が行われます。これは住民基本台帳法第11条第1項に該当すると解されるために、一部写しの閲覧を認めております。自衛官等の募集事務に必要な住民基本台帳情報については、自衛隊法第97条第1項並びに自衛隊法施行令第120条に基づき、住民基本台帳情報のうち、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報の提供を求めることができるようになっております。この2つの住民基本台帳情報の取り扱いは、総務省の見解に基づきます。本町ではこれまで自衛官等の募集事務として住民基本台帳の一部写しの閲覧請求があり、住民基本台帳法に基づいて閲覧を行っております。

最後に、法案阻止への努力を求めるということでございますが、現在、国会で審議中でありま して、その推移を見守りたいと思います。

次に、学童保育のあり方ということでございます。保護者や指導者たちの声をどのように把握 しているかについてでございますが、今までは2月にあいみ児童クラブ、ひまわり学級の両方の 支援員と新年度に向けた打ち合わせを共同で行い、3月には新年度の入級説明会を各クラブの保 護者の皆様を対象に行っております。このうちあいみ児童クラブでは、保護者会の皆様から毎年 要望書の提出があるために、町はそれに対して回答文をお渡しするようにしておりました。こう した中で、それぞれの入級説明会の折に、ひまわり学級の保護者の皆さんから放課後児童クラブ をこのままプラザ西伯で行ってほしいとの声が出、意見書を提出されました。さらには、放課後 児童クラブ保護者の皆様を初めとする1,242名の反対署名が議会に提出されたところでありま す。また、プラザ西伯で放課後児童クラブを実施することについての嘆願書も提出されておりま す。また、住民の皆様の声をお聞きするということにつきましては、住民代表、保護者代表、学 校関係者などで構成される子ども・子育て会議にて提案させていただきました。この会議の中で、 旧すみれ保育園の施設を児童館として整備することについては賛成をいただきましたが、放課後 児童クラブを併設することについては反対される委員さんもあり、全員の方の御理解を得ること はできませんでした。機能としては賛成だが、保護者や指導者、地域の理解を深めてほしい、中 身については運営協議会を立ち上げて見直しを図ることを前提に改修に臨むということで、委員 会の御意見を頂戴いたしました。

さて、現行のプラザ西伯で学童保育を続行することができないかということですが、現在も利用していただいているわけですので、今のような利用方法で続行は可能だと思います。しかし、プラザ西伯はもともと農村環境改善の拠点として、もって、地域農業の振興、発展を図る施設として建設されましたので、子供のための施設ではないために機能的には不便なところを利用していただいてると思っております。その点、旧すみれ保育園は、部屋、集会室、運動場や遊具など

も備えており、子供の過ごす場所として適切であり、よりよいサービスが提供できるとの考えで 提案させていただいたわけです。

次に、児童館事業と学童事業についての見解を問うということでございますが、児童館は児童福祉法に定めるところの児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設だと規定されており、放課後児童クラブは昼間留守家庭などの小学生対象に、放課後や学校の休業期間等の保護と育成を図ることを目的としております。どちらの事業も現状を踏まえながら、子供たちにとってよりよい運営方法を検討していくことが大切だと考えております。

次に、併設するとの考えはどこから来たのかということでございますが、放課後児童クラブの運営形態は、学校の余裕教室、学校敷地内、児童館併設、公的施設内などいろいろな方法で行われております。設置状況を見ますと、平成24年現在ですが、学校の余裕教室や敷地内の専用施設が約半数を占めており、そのほかの形態として残りの約3分の1ずつが児童館の併設、公的施設など、そのほかの設置場所で構成されております。以前、子育て支援室で4年生から6年生までの保護者アンケートをとった際に、放課後の子供の居場所を望む声が多くありました。そこで、旧すみれ保育園の施設を有効利用し、児童館を整備しようと考えたわけですが、児童館だけで単独運営を行う場合と放課後児童クラブを併設して運営を行う場合では、効率性ばかりではなく子供たちの友達関係が豊かになるのはもちろん、異年齢の子供との遊びや触れ合いはお互いにとって成長できるまたとない機会にもなるでしょう。そして、地域の皆さんとの交流を通じて、地域の中で見守り、見守られる関係が育つと思っております。学校区が広い地域ですので、そうした経験の場として子供たちの成長のプラスに役立てられないかと思った次第です。

最後に、児童館併設ではなく学童保育の専用施設への実施を求めるとありますが、現時点では専用の施設を設けることは、プラザ西伯を学童保育の専用施設とするには改修や現施設機能を移さなければならなくなりますので困難であります。今回、立ち上げるあり方の検討会や、今後開催する予定の子ども・子育て会議などの御意見を参考にさせていただきながら考えてまいりたいと思っております。

次に、地域振興区政策でございます。平成19年度に地域振興協議会を設置して以来、毎月連絡会を開催して、行政と各振興協議会との連携を図っているところです。町の重要施策の実施に当たり、この連絡会の場で議案として地域振興協議会に意見を求めた件数は、これまでに31件ありました。具体的な案件としては、天萬庁舎の改修や災害時の体制、買い物弱者に対する支援、高齢者の居場所づくり、ごみの減量化対策などがございます。

次に、交付金のあり方でございます。地域振興協議会への財政支援として支援交付金を交付しているところですが、その使途については、南部町地域振興協議会支援交付金規則第2条に基づき、地域振興区における自主的かつ効率的な活動に必要な経費に充てることを認めているところです。交付金の予算を積算する際には、行政文書配付を初めとする振興協議会の運営分、地域活動活性化分、人件費分など、一般的に必要と考えられる経費を積み上げて積算はいたしますが、これは交付金の具体的な使途や金額を拘束するものではありません。使い方は、あくまでも地域振興協議会の意思決定機関である、各区長で構成される評議会の場で議論され、議決を得て決定されるものであり、住民自治の観点からその使途に町が関与することはしておりません。

公民館活動のあり方であります。このことについては、同僚議員さんの御質問で教育長がお答えしたとおりであります。時代や社会の変化に伴い、まちづくりの仕組みも変わっていかなければなりません。このことは社会教育が果たさなければならない役割や社会教育への期待とも連動するものと考えます。かつての地区公民館が果たしてきた役割を見直し、振興協議会が主体的に取り組まれる地域課題の解決に資する地域での社会教育活動が求められていると認識いたしております。そのために、町としての支援や社会教育行政の役割が一層果たせるように努めてまいりたいと考えております。

次に、ジゲの道づくり事業についてでございます。ジゲの道づくり事業は、ただ単に道路を直すことを目的とした事業ではございません。自分たちが日常に使う生活道路の整備を行うことで、集落の共同体制を強化し、地域の活性化を図ることを主たる目的につくられた制度で、いわば道直しを地域力強化のツールとして捉えているところでございます。今までに本制度を活用しガードバイプの設置を行った地区や、町道沿いに退避スペースを設置した地区、未舗装の生活関連道路を舗装して管理作業の軽減と安全な通行を確保した地区など、それぞれの地域の特性に合った道路整備を自分たちの力で行っていただいており、地域力のアップにつなげていただいたと思っております。また、機械作業も必要となる場合もありますので、町内の業者の方にも重機やオペレーターの提供など協力をしていただいています。実際、実施地区で事業の実施効果について聞き取りをしてみますと、地域で協力して実施をすることで地域の連帯感が強まったことや道路に対する愛着が湧いた、要望どおりの姿になり快適になったといった感想をいただいており、この制度が確実に地域力の向上につながっていると考えているところでございます。

次に、指定管理のあり方についてでございます。南部町地域農産物加工施設味工房えぷろんの 敷地内整備について御質問いただきました。この施設は、旧会見町の大豆加工所が手狭になった ことから平成12年度に建設し、平成13年4月に営業許可を取得し、豆腐、みそ、そば、菓子、 総菜、ソース類など製造を行っています。平成22年4月からは、指定管理者にあいみ富有の里地域振興協議会を選定して、施設の管理、維持運営をお願いしております。加工施設のコンクリートテラスと花壇の間の前庭部分のコンクリート舗装、敷地内整備の実施に関して御質問いただきましたので回答します。

平成26年3月19日付であいみ富有の里振興協議会会長から、県道に面した加工施設北側の コンクリートテラスと花壇の間の敷地が、コンクリート角板と草地の混在する構造のため草刈り 等の維持管理作業が十分できないので、作業の軽減を図るとともに車両の乗り入れを可能にして、 青空市などの物資搬入の利便性向上をあわせて図る目的で、コンクリート舗装を行いたいと協議 がありました。申請者が急を要しており、3月末では行政での予算対応が困難であることから、 協議について承認しております。

次に、集落の自治活動への直接支援についてでございます。集落で新たに特別なことをする場合については、事業内容により、例えば生活環境の改善であれば町にまちづくり推進助成事業という補助制度がありますし、一般財団法人自治総合センターには一般コミュニティ助成事業という助成制度があります。昨年度の例ですと、前者では防犯灯のLED化に伴う工事、後者では緊急災害用煮炊き釜や発電機などの災害時関連備品購入事業がございました。一方、イベントなどのソフト事業については、地域振興協議会と連携して取り組むことで地域への波及効果やさまざまな支援が期待できる面もあると思いますので、まずは地域振興協議会に御相談されることをお勧めします。また、県には、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業や「鳥取力」創造運動支援補助金など、集落が行うソフト事業も対象となる補助制度があり、御活用いただけるものもあるのではないかと思っております。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君の再質問を許します。真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) まず 1 点目の法案の問題です。町内での戦死者が 5 5 0 名だということですね。それから、自衛隊の人数については、過去 5 年間しかわからないんだけど、現在のとこ 7 名で、毎年 2 名程度の入所者がいらっしゃるということが答弁の中で出てきました。町長は今回の法案についていろいろ意見を述べられましたが、説明を十分すべきではないかということも表明されてきたと思います。国民保護法のもとでどうなるかという点で、町長が説明された協力事項の 5 つのうちの 3 番と 4 番の件ですよね。支援の名のもとで、要は公務員や町立病院がある場合ですね、医者とか看護師を動員することができる。動員して、町の外に出していくことができるということで、このときには国民保護法というか、これは国民総動員法ではないかと

いうことで論議があったことも御記憶に残っていると思うんです。少なくともこれは、この今回 の法制問題は、国会で論議している内容ですけれども、仮にこれが通ってしまって、有事の場合 どうするかっていうことになったら、国を動くということになれば、自治体が協力しないと国民 には動員をかけることができないわけですよね。そういうところから見てきたら、私は今回のいわゆる法案が、今住んでいる町民に対してどのような影響を与えてくるのかっていうところについての見解も、一政治家として求められてくるのではないかと思うんです。

先ほど言っていた、例えば戦争にならない、抑止力のためにしていくというのですけれども、 今、これを推進している自民党の国会議員の方々の中からも、説明会していたらなぜ今この法案 かってことが出てくるっていうんですよね。そういうところで見たら、町長が説明不足だという 認識を持っておられるのであれば、私はちょっと踏み込んで、今回、もし仮にこれが通って、緊 急事態が起こって、自衛隊を海外に出していくことができる、アメリカと一緒になってどこでも、 戦時態勢のように武力行使できるということなれば、これは全く戦争できる国につくりかえてし まうことになるわけですよね。町長、私はここで、所見のところでは国民保護法で住民がどのよ うな事態になるのか、4つ目の法定受託事務である自衛官募集についても、もう一つ後で言おう と思うんですけども、そういう意味でいえば、町長とすれば、私たち議員もそうなんですけどね、 町長とすれば、今の国会の事態を見守りたいっていうことにならないんじゃないかと思うんです が、町長、どうでしょうか。戦死者で言えば550名ですね、旧西伯の西伯町誌には350名の 一人一人のお名前と亡くなられた場所が出ているわけですよね。ここにどう書いてあるかという と、戦敗れて国土荒廃した。しかし、これは復興可能で、今日見るように立派な国土として生ま れ変わった。が、しかし、失われた生命は永久に帰り来ぬ。350名の英霊に低頭合掌し、悲嘆、 断腸の涙を絞るのである。これが、今まで、これ旧西伯だけです、きっと会見も一緒だと思うん ですけども、町誌にこのように書かれてるわけですよね。今、国会で動いてる様子を見て、私た ちも一議員として今の様子見てるんですけども、仮にこのようなところにかじ取りをなされてこ ようとする、新聞等で国会でも大問題になっているときに、再び南部町誌等の中に、これ国が決 めたことだといって南部町から自衛隊員が出ていったりして、不幸にもこのような事態になって 町誌に書くようなことがあってはならないっていうふうに思いませんか。それは私たちの今をつ かさどる大きな責任になると思うんですよ。そこで、こういうふうに言えば、後ろから出ていま すが、今の法案に問題になってくると思うんですが、私たちは、町長、この法案は少なくとも憲 法9条に反するし、今どういう立場から見ても、憲法学者2.700名も反対の声を上げているこ とを見れば、私は思想信条を超えて、今の時点で決めるのは無理なのではないかということを、

御一緒に声を上げようではないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。今のいわゆる国民保護法の関係のことでお話、答弁したいと思いますけども、武力攻撃事態とかそういうさまざまな事態が起きたときに、まあはっきり申し上げて、公務員やそれから医師だとか看護師だとか、そういう方々が真っ先に逃げ出すなんでやなことはちょっと考えられないわけでありまして、当然一定の強制力っていうんでしょうか、そういうものがなければこれは収拾がつかないのではないかというように私は思っております。一般の住民の方、まあ町民の方にそういうことはないわけでありますけれども、まあ公務員やドクターや看護師さんや、そういう方々が社会的使命の高い方が真っ先に基本的人権の尊重だというようなことで逃げ出すようなことがあってはならないのではないかというように思っております。これ、国民保護法の関係です。

それから、今の国会でるる審議されておりますけれども、どうも今国会中には成立しないということのようでして、9月まで会期延長して、まあ時間をじっくりとって成立を目指すというぐあいに報道がなされておりました。憲法のことをおっしゃいましたけれども、憲法学者が参考人質疑か何かで3人意見を述べられて、これ憲法違反ではないかということを言っておられますので、まあ多分、憲法違反ではないかなというように私も思います。まあ憲法学者の方がそれ専門で勉強しておられて、憲法違反だっておっしゃれば、これ憲法にやっぱり触れるところがあるのではないかなというようなことを思うわけですが、政府はそういうぐあいに言ってません、政府は憲法違反ではないと。これは砂川事件の判例を出いて、立川基地へ乱入した人が逮捕されて砂川事件といっておりますけども、最高裁判決でこれは憲法違反ではないということを言っているわけです。

私は、まあ思いますのにですね、憲法は守ったと、守った。ところが、国は占領されたとか、 植民地になったとかですね、そういうことがあってはいけんだろうなというように思うわけです よ。ですから、これは深い議論の対象になると思うわけですけれども、結局、何かがあったとき に、その憲法を守っておれば国が守られるなら私はそれでいいのではないかと思いますが、きっ とそういうことにはならないだろうと思っております。特にサンフランシスコの講和条約からこ の方、アメリカが戦力を保持して、日本国憲法では戦力を保持しない、交戦権は認めないという ことになっているわけですから、アメリカがかわりに戦力を保持して日本の防衛を果たしてきて、 実質70年間平和が続いたわけであります。ですから、それはそれで厳然たる事実で結構なんで すけれども、まあ憲法守って、アメリカが総体的にこの世界の警察官としての力量が低下してく る、安全保障環境が大いに変わっている、そういう状況の中で、憲法を今までどおり守って平和だったように、今後もずっと守っていけばそういう侵略だとかというようなことが行われないのか、平和で暮らしていくことができるのかということについては、私は疑問に思うわけです。疑問に思う。まあ私は、真壁さんにどちらかというと聞いてみたいわけですよ、どのようにしたらその国が守られるのか、そういう戦争しなくても済むようなことになるのか。あなたに今できたら聞いてみたいわけですけど、国の問題ですからね、そこまでは言いませんけれども、そのような思いを持っております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- 町長、ぜひ反問権使ってほしいと思うんですが、時間がないです ○議員(13番 真壁 容子君) から……(発言する者あり)私もぜひね、その論議したいと思います。そこで1点だけですね、 それにかみ合ってくると思うんですけども、国民保護法では、町長ね、公務員や医者たちが先に 逃げるようなことがあったらいけないんだっておっしゃいましたよね。東北の震災等を見ても公 務員が本当に献身的なお仕事なさってますよね。あれは災害ですよ、ですよね。そういうことに ならないために、みんな努力するんです。災害防止のためにどうするかって、防災計画立てます よね。今問題になってる、ここの今、国会等で問題になっているのは、こういうふうに国家総動 員法とか国民保護法を使わないといけない状態をつくるために法律をつくってるんじゃないでし ょうか。私たちがそれを防ごうって言ってるんですよ。災害にならないために、公務員や医者た ちが命をかけて仕事するようなことがないような事態をつくるために災害防止しましょうって動 いてるわけですよ。地震も予知することを今の科学で追求してるわけですよ。とすれば、国際的 な紛争をどうするかっていったら、武力をつくることは抑止力になるんでしょうか。そうじゃな いですよね。それを避けるための努力することが、今、政治家に求められてることじゃないかと 思うんですよ。そういうことで、私は少なくとも南部町の住人が、若い人たちが自衛隊に入って いってる人の命が奪われることないような、極力、国や世界に対して発信するのが私は町長の仕 事だと思うし、私の答えなんです。ぜひ、そういう意味でいえば、町長と一致した今の憲法違反 だと思うという点について言えばね、そこへ戻ってもらって、今回での法案を見送るということ を意見一致したいと思いますし、できれば憲法9条を違反して、アメリカと一緒に世界のどこに 行っても戦争になるようなこのような法案については廃案にしてほしいということを一緒に共有 したいと思います。

そこで1つ質問ですけれども、自衛隊の問題で言えば、閲覧してると言いますが、閲覧は紙出 してるんでしょうか。これは、全国的にはこれは協力を求めてくることだから、拒否することも できるわけですよね。国民保護法でもそうです。ところが、実際に始まれば拒否するような自治体ってなかなか難しいと思うんですけども、現時点で自衛隊法で名簿を出しているということですが、閲覧ということですが、それはコピーして出しているのでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、山根修子君。
- ○町民生活課長(山根 修子君) 町民生活課長でございます。先ほどの御質問ですけれども、閲覧ということですので、紙に出して提供しているわけではありません。あくまでも見ていただいたものについて、ああ、失礼いたしました、見ていただいております。ただ、それを書きとめるということについては許されているということになっております。真壁議員のおっしゃったコピーをして出すとかっていうことは提供というものに当たりますので、閲覧ではないというふうな解釈で私たちは事務をさせていただいております。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) 13番、真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 自衛隊の募集についての町の仕事がわかりました。閲覧で、コピー等は渡していないっていうことですね。ついては、長野県等についてはですね、長野県の全市町村が自衛隊の募集要項の要項自体をやめたわけですよね。ここは、南部町はお聞きしたら、募集要項は特別つくっていなくって、住民基本台帳の要綱を適用しているということだと思うんです。全国では、コピー等とか文書わざわざつくって提供しているところもあって、国会で問題になったんですけども、町とすれば、私は今の段階では住民基本台帳法に基づいた国の要請に基づいて閲覧させてるということで理解していますが、町とすればですね、これは地方自治法に基づけば十分町独自で判断できる内容であるので、今後の事態に至っては町が出す出さない、提供するしないっていうのできるし、個人情報保護条例から見たら、何人といえども本人の承諾なく個人情報を出すということは、たとえ国家であっても許されることではないということを指摘しておきたいと思います。次に行きたいと思います。

次の2点目の学童保育の問題です。1点目、町長にお聞きしたんですけど、町長、学童保育ひまわり学級指導員との打ち合わせ、指導員の嘆願書、それから、議会に出されている陳情書等を目を通されましたでしょうか。その感想です。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。嘆願書を読ませていただきました。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 感想。
- 〇町長(坂本 昭文君) ええ。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 感想。

- ○町長(坂本 昭文君) まだやっとる……。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 読んで御感想。
- ○町長(坂本 昭文君) 感想ということですけれども、住民の皆様方の御意見がよくわかったということでございます。さっき米澤議員でしたか、お話ししましたけれども、子ども・子育て会議の中で、はっきりとした結論に至らんかった部分を運営協議会などで検討してほしいと。もう一度子ども・子育て会議に上げてほしいということがあっておりますので、そういう運営協議会を編成して、構成して、その後のまた意見を聞いて、時間はたくさんありますので、意見を聞いてやる中途でこういうものが出ましたので、意外に思ったということでございます。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 私は、子ども・子育て会議とかいろいろなものに逃げたらいけんと思うんですよ。何でかというたら、町長、先ほど米澤議員の質問の中で、政策に対する責任は町長と14人の議員だっておっしゃったんですよ。だから、ここでね、町長が、子ども・子育て会議がどうあろうが、さまざまなあなたの附属機関等ですね、審議機関でどうあろうが、決めるのは、あなたがおっしゃったんですよ。だから、ここでね、しっかりと町長にお聞きして、議会の中でも見解を明らかにしておかなければ、責任が持てないから聞いてるんですよ。お聞きする、何で聞いたかというと、ひまわり学級の指導員の意見、それから、保護者の意見、陳情の中で学童保育はどうしてほしいと言ってるか、場所はどうしてほしいって、町長捉えてますか。住民、保護者、それから指導者は、学童保育をどこに置いてほしいって言ってるんですか。どういうふうに捉えましたか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 決めるのは町長でございますし、今も全くその気持ちに変わりはございません。先ほども米澤議員の御質問にあったように、子ども・子育て会議や、あるいは運営協議会や、さまざまな皆様の御意見を聞いて最終的に判断をするのは町長であります。決してその逃げているわけではございません。

それからですね、どこでやりたいか言ってるかいうことは、プラザ西伯でやりたいと、継続してほしいという声が届いておるということであります。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) そうですね、町長、ごめんなさい、逃げてると言ったのは、少なくとも住民の声は直接聞ける議員もここにいるわけなんですよ。それを述べていますからね、ここであなたが提案してきて議会で決めるんですよ。ということは、ここでの論議が非常に重要に

なってくるし、町長が今住民の声をどう捉えているかっていうのも大事なんですよ。子ども・子育て会議のこともそうですけども、住民が指導者の方々が直接文書を出してきた中では、プラザ西伯でやってくれって書いてあるんですよ。どうしてそれができないんですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) プラザ西伯で学童保育を継続してほしいという声はよく理解できます。 と申しますのも、以前から言っておりましたように、あそこは私も行きて見てなかなかいい場所 だというように思うわけです。学校から近いというようなこともありますし、奥のほうには新宮 谷公園もありますし、そういう脈絡で従来からお話はしてまいったわけであります。ただ、すみ れ保育園を新しく建てかえたという中で、まだ十分使える、そのようなことからすみれ保育園の ほうで児童館を設置したいと。これは長年の要望でありまして、子供の居場所づくりを整備した いということでありまして、現実問題はプラザ西伯は間借り状態でありますから、このすみれ保育園のほうに放課後児童クラブを併設して、よりよい放課後児童クラブにしていきたほうがよい のではないかと考えたわけであります。悪くしようなんて考えておりませんので、御理解をいた だきたいと思います。そしたら、子ども・子育て会議で全員の意見に一致には至らなかったので、運営協議会でさらに詰めてほしいということだったということを先ほど来申し上げておるわけです。私も時間的に十分時間は余裕があるので、そういう会議をして、また御意見を伺いながらやっていこうというぐあいに今思っておるということを申し上げました。そういうことです。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) それで、町長もプラザ西伯が学童保育の場所にはいいのではないかというふうにお認めになっていらっしゃるということですよね。これは指導員の方、保護者の方も町長が見に来てくださって、ここからは子供が帰ってくる様子が2階から見えるんですよっていうのを見ていただいたっていうことを非常に喜んでおられたことも聞いています。場所とすればいいと思うし、そこがいいという気持ちも理解できるというの、町長の意見ですよね。であるならば、そのいい場所だとみんな思ってるところを今度すみれ保育園に変えようっていったときに、待ってくれって言うたわけですよね。今、町長お考えになるっていうんですけども、町長は住民のどのような意見を考えて考えようとしているんですか。もうちょっと言えば、すみれ保育園がなぜいけないといったと認識なさってますか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。すみれ保育園は学校からちょっと遠いということを 言っておられますね。国道を横断しなければならないので危ないのではないかとか、そういう声

が届いております。いわゆる本格的な児童厚生施設を西伯地区に整備をするという町の立場、そういう方針を御理解をいただいた議会、そういう中で、学童保育は間借りのあそこを使ってくださいということはなかなか言えないということであります。本格的な児童厚生施設をつくるなら、児童館ですね、当然学童保育もそこできちんと責任を果たしてやるというのが、町の執行部の考え方として打ち出されてもいいのではないかと。また、打ち出さなければいけないのではないかと、このように考えたわけです。

学童保育は以前から公民館でやって、やかましいとか、子供の声でなかなか落ちついて活動ができないとか、いろんな苦情も寄せられ、人数もたくさんになって受け入れられなくなって、今のプラザ西伯に間借りしているような形であります。今、南部町は本格的な少子化対策、人口減少対策に取り組んでおりまして、そういう一環で子供の居場所づくりということで、児童館を公設のきちんとしたものをつくろうということを提案して議会のほうでも御賛同いただいたわけでありまして、そういう心意気といいましょうか、覚悟といいましょうか、そういうものをまず酌んでいただいて、そういう児童厚生施設をつくるのに、学童保育は従来のあっち行きこっち行きしてきた間借り状態のプラザ西伯でやってくださいということは、町長としては言えなかったということであります。ただ、行きてみればなかなかいいとこなので、気持ちはよくわかりますというぐらいのところであります。

〇議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 町長、先ほどの議員のあれとも関連するんですけども、町の施策をするときに、やはり町の方針が最優先するわけですか。先ほど言った、住民は、保護者や子供たちや指導員たちは、学童保育は近いところのほうがいいと言ってるし、町長ともそれは場所がいいっていうことで共感できるわけですよね。(サイレン吹鳴)ところが、今の聞いてよくわかったのは、この問題の一番の大きなのは、いろんな声があるのにその声を聞かずに町がアンケートをとったら、高学年の居場所が欲しいので、すみれ保育園があいたのでそこが本格的な児童厚生施設になると考えて町長が独断したことなんですよ、町が。そうじゃないですか。それをお認めになられませんか。

でね、学童保育の場所はいいんだけれども、児童館をすみれ保育園につくるに当たってそこへ持ってこようとしたことなんじゃないんですか。それについて言えば、児童館の問題をすみれ保育園にすることに誰の同意も得ていなかったんですよ。振興協議会の意見も聞いていない、聞かれたこともないって言ってましたよ。法勝寺の方々は、ここに、保育園の場所に児童館が来て学童保育したらいいって誰も言ってないんですよ。それつかまれましたか。そこなんです、町長、

どうですか。大事なとこですよね。あなた方がいいと思ってつくったのを、町が、住民たちはそ こじゃないんだよって、こう言ってるんですよ。それでも保護者や指導員たちは大分引いて、児 童館つくりたかったらどうぞと、学童保育は別にしてくださいって言ってるんですよ。

次、そこに入りたいんですけども、児童館をすみれ保育園にすることについて、住民の合意は どこで得たんですか。

それと、もう一つ聞きたいのは、町長はこう言いましたよ。住民の声は、保護者が遠いところにあるから危ないと言ってるんだけども、自分たちとすればすみれ保育園を本格的な児童館にしたいって言ったんですよ。これは明らかに為政者としての選択が間違ってると思うんです。どうですか。なぜかというと、ここへ住む自治体っていうのは住民の声を最大限尊重して動くからです。一番のミスマッチというのはそこにあるんじゃないですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。先ほど来の答弁で大体御理解をいただいているのではないかと思いますけれども、すみれ保育園を児童館にするのに誰の声を聞いてしたのかということなんですが、それはアンケート調査の結果、子供の居場所が欲しいという保護者の声を受けとめまして、児童厚生施設であるすみれ保育園、まだ完全に廃園にしてしまうのはもったいない、行政を執行する中で新たにつくるほどの余裕もないわけで、すみれ保育園が今回こういう形であくわけですから、そういうことを総合的に考えてあそこに児童館を設置しようということで議会のほうに御提案をし、いろいろ御審議をいただいて議会の御賛同を得ているわけであります。ですから、独断だとかなんとかおっしゃいますけれども、大体、町長がどこにどうしましょうかというのは、基本的には住民の意見を聞いてすべきかもわかりませんけれども、今回の場合は本格的な何十年も使った児童厚生施設がまだ十分使える状態で残るわけですから、これを総合的に考えて行政の効率的な運営とかマネジメント、そういうことをしなければならない町長としては当然の話ではないかと思っております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 児童館をすみれ保育園の跡を使ってするということについては、 法勝寺の周辺の方々は、地域振興協議会、住民の声を聞く会でもあったんですけど、あっこを老 人の、高齢者の憩いの場所になったらいいのではないか、それから、シルバー人材センターがあ っこに入ったらどうか、大豆加工所にしたらどうか、こういう意見があるんですよ。ぜひ聞いて ほしい。そこの場所ですね。それから、町や議会にも出されたと思いますが、あそこを一式飾り の拠点になるような施設にしたらどうかっていう貴重な御意見もありましたよね。私は、なるほ

ど皆さん、よく考えておられると思ったんですよ。

町長、ぜひこの機会に児童館をつくるということを考えられたと思うんですけども、本格的な施設が残っているというには、法勝寺のある中年以上の女性が、長年保育園使った、子供たちが使ってきたものを今さら、そういう古いものを子供に与えることもないんじゃないかと、自分たちが使うから子供には新しいものつくってあげてくれっていう言葉がすごく印象に残ったんですね。多くの住民はそういうことですので、この児童館についてもぜひお考えいただきたいっていうことと、もう一つ大事なことは、児童館と学童保育の場所は一緒でなくってはいけないのでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長です。法勝寺地区の人からは私のもとにもいろいろな御意見を寄せていただいております。先ほどあった一式飾りの保存場所とかいうような話もありましたけれども、要は子供の声が聞こえんやになって寂しいというのもございました。したがって、物置にしたり、それから、高齢者の居場所づくりというのも悪くないなとは思いますけれども、やはり児童厚生施設でつい3月まで使っていたわけですから、これはやっぱり児童の関係の施設として再整備して活用するということが、これが一番理にかなっているというように私は思っております。そこで児童館の提案をして、議会のほうで御審議をいただいて御承認をいただいたわけですから、児童館で進めたいと、このように考えております。

それから、子供に新しいもんつくってやってくれという声も私もわかります。非常によくわかる、わかりますけれども、さっきから言うように、そういう児童厚生施設がまだ使えんわけではないわけですから、有効活用を図っていくのも町長としての務めだというように思うわけでして、御理解をいただきたいというように思います。ええっと……。

- ○議員(13番 真壁 容子君) 学童保育と児童館が一緒の場所でないといけない。
- ○町長(坂本 昭文君) 学童保育と児童館というのは、さっき申し上げたように、本格的な西伯地区へ児童厚生の施設を設置するのに当たって、間借りでおったプラザ西伯だとか公民館だとか、そういうものはそのままにして児童館だけはこっちへつくるということが言えなかったということであります。御理解を賜りたいと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 今住民のいろんな声を聞いて、児童館はつくるけれども学童保育 はまた別の場所でもあり得ることだっていうことは返答できますかっていうことです。それ、い かがですか、ちょっと聞こう。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。一方では、独断だとか独裁だとかとおっしゃいますけれども、さっきから言うように、運営協議会や、それから、子ども・子育て会議にもう一度意見を聞いてやりたいって言っているわけですから、私がここで、それはできるとかできんとか、こうしますとかああしますって、それで決まれば見やすいかもわかりませんけど、そういうもんではないのではないでしょうか。やっぱり1,200名もの方の署名を寄せられているわけですから、そういうことをいろいろしんしゃくして妥当な答えが出るのではないかと期待はしておりますけれども、そういうところの手続をちょっと大事にして進めたいと思っております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) そうですね。手続論や独断で決めたらいけない。今問題にしているのは、直接住民の声が上がってきているのですよ。それをどう捉えるかっていうことを私はお聞きしているつもりなんですよ。先ほど言った児童厚生施設であるので、長年やってきたので、児童厚生施設を続けなければいけないという町長の考え方とそのメリット、一体厚生施設を使ったら補助金等が来るのか助かるのかっていうこともあるんですけれども、そのことと、住民や保護者や指導員が遠くで危ないってこう言ってますよね、そのことをてんびんにかけるっていうことはなさらないわけですか、町長。

そのことと、もう一つは、ということは、学童保育と児童館を切り離して考えることも考えていかなきゃならないと、こういうふうに考えていらっしゃいますか。これはなぜかというと、独断ではないんです、町長。これだけ住民の声が上がってきて、町長がこの声をどう捉えるかっていうことが大事なので聞いています。どうでしょうか。

それで、住民の声は、先ほどおっしゃったようにプラザ西伯でしてほしいということなんですよ。プラザ西伯で続行することは可能ではないともおっしゃいました。ここを専用施設にしていくためには、さまざまな困難もあると言ったんですけども、それも具体的な選択肢の1つとして考えられるか。このことも聞いておきます。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。プラザ西伯を児童館という児童厚生施設専用施設にすることはできません。あくまでも間借りという形になるというように思うわけです。

子ども・子育て会議の議事録を今ちょっと読んでおりますけれども、ここにあります、これ1月の20日ですよ。1月20日の最後の分だと思いますけれども、ここで野口会長さんが、反対意見もあったという中で、学童の中身について振り返るチャンスとして捉えると、早く運営協議

会を立ち上げ、学童についても見直しを図ること、これをみんなの意見としてよいかと。委員全員が異議なしと言っておられるわけであります。ですから、子ども・子育て会議では、運営協議会を立ち上げて、学童についても見直しを図ったらどうかということを提案なさって、皆さんがそれでいこうということになっているわけです。これには異議がなしということになっております。この運営協議会というものを立ち上げて、協議をするということでお願いをしたいと思いますし、それから、当然この運営協議会も、子ども・子育て会議も、署名があったということは十分受けとめて議論されると思いますので、今私がここで、あそこでやれんこともないとか、こっちでないといけんだとか、そういうことを今ここで言わんほうがええじゃないですかと私は思うわけです。そういう皆さん方の真摯な議論を受けとめて、最終的に私が判断するということでいいのではないのでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- 町長、その判断の中でお聞きするんですけれども、言っているよ ○議員(13番 真壁 容子君) うに、プラザ西伯を児童厚生施設に使えって言ってるの違うんですよ。学童保育の場所として使 っていくこと、続行は可能だとおっしゃったし、そこを専用することにはできないという根拠も ないと思うんですよ。なぜかというと、会見側見てもわかりますよね、会見の学童保育も環境改 善センターですよね、今してるの、そうですが。ことを考えたら、できないことはないわけです ね。児童厚生施設は児童厚生施設でいかなきゃならないという法もないわけですよね、その辺は はっきりしていただけませんか。住民が聞いてたら、学童保育はプラザ西伯では児童が使う施設 にならないっていうふうに説明されているようにここに出ているんですよ。そうではないってい うことを確認したいんです。町長にどこにつくれっていうこと言わなくっても、プラザ西伯で学 童保育を続行していくことは可能な手だてを打つことができるのでしょうか。これは、それを聞 きたいんですよ。法的には私は十分可能だというふうに思っているんです。それをできないとい う根拠もないし、まして、先ほど言った専用施設に児童が使う施設にできないっていうことはな いわけですよね。そこをはっきりさせていただけませんか。それ住民の判断の一つなんですよ。 それで、できれば大人が使う会議等をほかに持っていってくれるのが一番いいって穏やかな言い 方もしてるわけなんですよ。プラザ西伯使わせてもらって。これは納得いく意見ですよ。シルバ 一人材センターとも十分協議すればいいことで、できないという方法ないんですよ。あらゆる方 法を考えるというのは、さきに厚生施設をすみれ保育園ありきでなくって、それは児童館はちょ っと切り離しましょう。学童保育は現在の場所でしていただきたいって言ってるんですよ。お金 使ってくれって言ってませんよ。それを拒む必要は何もないんじゃないでしょうか。できたら、

シルバー人材センターの方に考えていただき協議して、1階におろすのが一番いいんですよ、学 童保育を。そういうことが、するしないでなくって実現できることは可能だという、できない方 法ではないってことです。そこだけはお聞きしたいんですよ。ややこしいこと言ったらまたやや こしくなりますよ。どうですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。何度も言っておりますけどわからんようですなあ。 現行のプラザ西伯で学童保育を続行することができないのかということですが、現在も利用していただいているわけですので、今のような利用方法で続行は可能だと思いますいってさっき答弁をいたしました。ですから、続行という結論になれば、それはそれで尊重しなければいけんと思いますけれども、あなたがちょっとおっしゃったシルバーが出るだとか、それから、いろんなことをおっしゃいましたけれども、そういうことを想定しておりません。

それから、学童の専用施設に転用するということはきっとできないと思います、専用施設いうのは。補助金をいただいて建っておりますので、専用の児童厚生施設に切りかえるということは、これはできないと思います。だから、あくまでもこれは間借りという形でやればいいのではないかと、するならですね、思っております。

それから、町長は子供のことばかり考えているわけではありません。いわゆる全体の利益の調整を図っているというように私は思っておりまして、やっぱりシルバー人材センターも土地改良区もみんな大事な組織であります。それらが会合は別なところでせいというようなことをさっきおっしゃいましたけれども、そういうものではないと私は思っております。

そういうことも含めて、総合的にまた運営協議会のほうで協議をしていただいて、それで、また子ども・子育て会議で御報告をして、町長、このほうがええですよというような御意見をいただきたいというぐあいに思っております。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 議長、その前に、町長が人に対してわからん人だなあっていうのは、これ失言ですよね。あんたわからん人だなあっていうのは議会の場で失言です。取り消してくださいね。取り消してください。笑い事じゃないんで、取り消してください。笑ってる方々も含めて取り消してください。

そのことと、私はシルバー人材センター出ていけなんて言った覚えはありません。そういうことも、そういう声もあると言ったのであって、曲解しないでくださいね。これは報道されていることですから。お互いきちっとルールのもとでやってるわけですからね。あんたわからん人だな

あってあなたに言われる覚えないです。こちらが倍以上に言い返したいです、そういうこと言われたら。撤回してくださいますか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 何度も言っても同じことを繰り返す人はわからん人だろうと思います。 気にさわったら撤回もしますけれども、これだけ言葉を尽くして答弁をいたしておりますので、 大体わかっていただいているのではないかと、既に、最初から。それをあえて御質問なさっているのではないかと思っているわけです。最初からそのように答えておりますので御理解ください。
- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- 〇議員(13番 真壁 容子君) 今のを撤回されたと思って前に進みます。そういうことは言わないようにいたしましょう、お互いに。

学童保育の件で言えば、私は何よりも指導員、保護者、住民から出た意見を最大限尊重する立場に立つことを強く求めておきたいと思います。

次に、残された時間で、地域振興協議会の問題に入りますが、私はこの町民の声を聞く会で、住民の声を聞いて痛感しましたのは、地域振興協議会に対するさまざまな意見があるということです。やっぱり突き詰めるところはお金の使い方だというふうに感じました。それで、一つは、どうしても人手が足らせておかなきゃならないのは、行政文書配付事業という町の仕事を、これを交付金の算定基準にするんだけども、お金の使い方は任意団体である協議会が自由に使っていいのかどうかっていうの、これ非常に疑問の残るところではないかと思うんですね。その点についてどのように認識してるかということを聞いておくということと、お金の問題で言えば、町長、えぶろんの問題出されたんですけれども、地域振興協議会にともすれば指名指定させて、振興協議会にどれだけお金が要るんだと予算計上を、向こうから言ってくるのではなくって、やっぱり町が指定管理、本来しなきゃならない、管理しなきゃならないところを地域振興協議会に押しつけているのではないかっていう感じがすごくしたわけなんですよ。そういう意味で言えば、維持管理の費用等が本当に地域振興協議会に出して適切だったのかどうかも見直しの検討にあるのではないかと。

この2つの検討どうかっていう点について、いかがお考えでしょうか。 町長。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。まず、運営の件でありますけれども、この積算は、 なるほど文書配付ということで積算をしておりますけれども、その使途については、これは皆さ

んでお決めくださいというぐあいに定めてございます。これは、真壁議員、自治の基本だと思いますよ。自分たちのことを自分たちで決めると。できるだけ我々は国の関与をあんまりないようにしてほしいということを言っておりますけれども、町があんまりそこへ口出さんほうがいいというように思っております。やっぱり自治の基本は、額は少額でも自分たちの事業計画を持ち、そして予算を持つことだと、このように思っておりまして、私はこれを、使途をですね、こういうぐあいにしなさいというようなことを言う考えはないということであります。

それから、指定管理については無理なところがあるかもわかりません。無理なところについて は御相談をいただきまして、大切な団体ですから、自分たちが損をするような困った状況をつく るのが目的ではないわけですから、これは十分相談に応じたいというように思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君、時間がありませんのでまとめてください。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 地域振興区制度については、ジゲの道で、本来町が管理しなければならない町道を、住民が入札もなしに任意団体に出してる問題がお金の使い方、指摘された。それから、本来行政文書配付は町の仕事であるにもかかわらず、そのお金を振興協議会に出して任意に使っていく。これ全で町の仕事を任意である団体に出しているところに大きな問題があるというふうに考えています。それは、住民自治の名によりますけども、町の仕事の押しつけに変わらないんだということを指摘しておきたいと思います。本来の住民自治というのは住民が声を上げてくることであって、決して上からの自治の押しつけでは住民自治は育たないということを厳しく指摘して、地域振興区制度の見直し、再検討を求めて終わりにいたします。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

.....

○議長(秦 伊知郎君) ここで休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時からにいたします。

午前11時53分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

植田議員の質問を受ける前に、町長のほうから発言を求められておりますので、許可します。 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。午前中の御質疑をいただいた中で、米澤議員の質問の中で、石上議員さんの質問、昨年の9月議会って言ったですけれども、12月議会の誤りでご

ざいましたので、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長のほうから訂正がありました。よろしくお願いいたします。それでは、5番、植田均君の質問を許します。5番、植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 植田均でございます。議長の許可を得ましたので、通告しております2項目の質問をいたします。今回の2つの質問とも、ことしの3月議会でも行っています。 議論を深める必要があると考え、今議会でも質問いたします。

初めに、TPP、農協改革、米価対策について質問します。TPP交渉の所見については、3月議会の答弁では、現段階においては全国町村会で交渉に当たっては拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすことと、とりわけ農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保については、国会における決議などを踏まえ、国民との約束を守るよう万全を期すことを決議し、関係機関などに申し入れをしているとの答弁でした。同じ3月議会で、南部町議会として政府などに対し、TPP交渉についての意見書も全会一致で採択し送付しております。しかし、政府の交渉姿勢にはさまざまな問題があると言わざるを得ません。また、政府は、農家の所得を倍増させるためと言いながら農協改革なるものを推し進めていますが、この方向で農家所得を倍増できる具体的な保障はないばかりか、日本の農業を崩壊させかねない危険性さえ指摘されています。さらに、昨年の米価の暴落は、稲作農家の生活を脅かす間違った安倍政権の政策によってもたらされたものです。南部町の農業の基盤は稲作によって支えられています。農業再生によって地域を豊かにしていくことが、地方創生にとっても何よりも大きな課題です。

このような認識から、以下の諸点を質問いたします。

- 1、TPP交渉の現状について。例えばミニマムアクセスとは別枠で、米国向け特別無税枠を 10万トン前後設ける問題や、牛肉、豚肉関税に関する交渉の現局面に関する認識を伺います。
- 2、米国の自国農産品に対する保護政策とTPP交渉での取り扱い。例えば米国乳産品を守る例外措置の取り扱いについて、また、穀物に対して出している輸出補助金の取り扱いについて所見を伺います。
 - 3、医療関係団体もTPPに懸念を表明しています。所見を伺います。
 - 4、TPP交渉の情報公開のあり方についても問題があります。所見を伺います。
- 5、国益や国民との約束から見て、今や問題だらけのTPPは撤退以外に道はなく、政府に交 渉撤退を明確に求めるべきです。所見を伺います。

6、安倍政権の行う農政改革は農家の要求とかけ離れています。政府に農協改革関連法案の撤回を求めるべきです。所見を伺います。

欧米では、生産コストを基準にした価格保障や所得補償、買い支えなど手厚い政策をとっています。欧米の農業政策に対する認識を伺います。

8、昨年の米価暴落は、安倍政権が米の需給安定に対し責任を投げ捨て、市場任せにしたこと に原因があります。政府に欧米並みの米価政策をとるよう求めるべきです。所見を伺います。

次に、大きな2番目の質問。地方創生は地域の資源を活用せよのテーマであります。安倍政権はアベノミクスの成果を強調していますが、本町の住民の暮らしの実感として緩やかな景気回復は感じられないと思います。アベノミクスは、アベノミクスを地方に行き渡らせるとして地方創生が叫ばれていますが、雇用や仕事の創出は、地域の資源であり地域に根を張り頑張っている中小零細業者に元気を出してもらえる政策をつくる必要があります。具体的には、全国的に成果が上がっている住宅リフォーム助成制度の創設について、3月議会でも求めました。答弁では、効果は認めるが、この政策は中小業者の支援というより個人財産の支援の意味合いが強い。南部町町産材活用家づくり事業、プレミアム商品券発行事業、小規模工事取り扱い制度で成果が上がっているなどを理由に、制度創設を拒否されました。しかし、小規模工事取り扱い制度以外は個人財産の支援と言えるのではありませんか。創設すれば必ず町民に喜ばれることは間違いありません。具体的に質問いたします。

- 1、全国的に住宅リフォーム助成制度は有効性が検証されています。所見を伺います。
- 2、本町において、地場産業の振興に施策が十分な成果が上がっているとは言えないとの認識を示された経緯があります。地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型を活用した住宅リフォーム助成制度の創設を再々度求めます。

以上、この場からの質問を終わります。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 植田議員の御質問にお答えをしてまいります。

最初に、TPP農協改革、米価対策を問うということでございます。TPP交渉の現状について認識を伺うとの御質問でございますけれども、TPP交渉に関する質問につきましては、基本的な考えはこれまでも繰り返し御質問にお答えさせていただいているところでございます。TPPの現在の交渉状況については、交渉に当たる各国政府から発表された公式情報でなく各方面からのリークされた情報と、これまでの交渉経過や関係国における既存の貿易協定から推察される情報をもとに、国内でも論説、議論がなされているところです。2015年の年明け以降報道さ

れている米国向けの米の特別無税輸入枠10万トン程度、牛肉関税は現行の38.5%から9%程度、豚肉の差額関税は最も安い価格帯で、キロ482円から50円と大幅に引き下げといった内容ですが、これは昨年4月のオバマ大統領の来日時に一度は合意したと言われた水準です。これは交渉がかなりの程度まで固まり、終結に向けた段階まで到達しつつあると疑念を抱かれる原因となっております。TPP交渉については、その内容から来る先行きの不安から、廃業したり新たな投資を控えたりする畜産、酪農家がふえるなど、実害があらわれております。このような重要な事項について、交渉内容やその経過が公式に示されることなく、非公式な情報で示される現在の交渉のあり方に大きな不安を感じるものであります。

次に、米国の自国産農産品に対する保護政策とTPP交渉での取り扱いについて認識を伺うということでございますけれども、TPP交渉が国家間の交渉である以上、自国民の利益を守るべく交渉に臨むのはどの国であっても当然であります。しかしながら、その交渉にあっては、一部の利害によって貿易の公平性がゆがめられるようなことはあってはならないと考えております。米国の輸出補助金は、農家が営農を維持し再生産するために必要な目標価格と、市場で競争力を持つための市場価格との差額を政府が所得補塡するというものだということですが、世界貿易機関、WTO交渉において、輸出補助金及び同等な効果を有する補助金制度が自由公正な貿易をゆがめるものとして最も重要な争点とされてきました。しかしながら、乳製品や穀物など輸出依存度の高い米国農産物の価格は国際市場価格の影響を強く受けるため、米国ではこの補助金を農家による再生産を維持する国内農業者支持施策であるとして、その削減には消極であるとされております。

このような状況でありながら、TPPを初め、最近の2国間、地域貿易協定交渉においても、貿易歪曲的農業補助金の削減や撤廃が論点として取り上げられることが少ないとしてWTOからも批判されており、我が国からも補助金問題を棚上げにして関税撤廃にのみ議論が偏重されるのは不公正であるとして、米国側に強く是正を求めていると聞き及んでおります。TPPでは農産物の関税撤廃、貿易自由化の要求に比べ、米国など食料輸出国における輸出補助金による市場歪曲への規律強化の視点が弱いなど、公平性に欠けた点があるのではないでしょうか。我が国、政府交渉担当者には、このような不均衡な問題を強く指摘し、国民の生活を守るべく筋の通った対応を進めていただきたいと考えております。

次に、医療関係団体もTPPに懸念を表明しているということでございます。TPPの影響につきましては、先ほど申し上げましたように、とりわけ日本の農産物に対する影響が焦点になっている中で、直接的に医療の分野に言及していないことから、医療そのものをターゲットにして

いないものと認識しているところであります。しかし、TPPは、加盟国間の経済の自由化を目的とした経済連携協定ということでございますから、医療制度にも何らかの影響が及んでくるのではないかと懸念をされております。

日本医師会等では、TPP締結後、早晩間接的に医療に影響を与えるであろうと思われることについて、1つ、混合診療の解禁、2つ、私的医療保険の普及拡大、3つ、医療への企業参入の促進、4つ、医療機器、医薬品の流入の自由化、5つ、医療関連人材の流入、流出の活性化などを上げています。もし医療分野での規制制度の改革が実践され、医療の自由化がなされた場合には、最先端の医療機器、医薬品を売り込みたい海外の会社やメーカーにとっては大きな参入機会となり、その参入によって公的保険が適用されない海外の先進医療等が取り入れられることとなります。

このような保険外診療と保険診療を併用した医療が混合診療であります。混合診療が解禁されますと、高所得者が質の高い医療を受けられるが、低所得は質の高い医療が受けられないという 国民皆保険制度の根幹を揺るがす事態になることが懸念されております。

また、最先端医療の流入により、新薬、最新医療機器の種類や利用の増加により医療費の増加につながることも考えられます。反面、混合診療の導入を評価する声があることも事実です。難病やがんを患う患者の中には、公的保険の範囲では対応できない医療の現実から、海外で使われている薬や治療法を熱望している方々がいらっしゃいます。保険の範囲の治療と個人負担の治療による患者の選択肢がふえることにより、患者本位の医療の提供が期待できるメリットも否定できないと考えます。

また、国においては、昨年6月に日本再興戦略改定2014の中で新たな成長戦略の一つとして、患者の希望により国内未承認の薬剤を使用する医療を混合診療として認める患者申出療養、これは仮称でございますけれども、という新たな制度が明記、創設され、平成28年4月1日に施行の予定となっております。

一方、地方という立場から考えますと、先進医療を中心とする病院が増加するならば市場原理から富裕層が多い都市部に集中し、結果的に優秀な医師も都会に集中することが考えられます。 現在、新医師臨床研修制度により地方の医師が不足している状況に加え、現行の医療保険制度が機能低下するような状況になれば、医療の質の地域格差の拡大により、医療を通じた地域住民への安心の提供が維持できなくなるのではと懸念するものであります。

いずれにいたしましても、経済的な理由や地域によって受けられる医療の格差、相違が生じて はなりません。国民が安心して生活を送り、生きていける制度としての医療制度は、全ての国民 が優良な医療を安価に受けられる制度を維持することが求められているのではないでしょうか。

次に、情報公開のあり方についてであります。TPPの現在の交渉状況については、交渉に当たる各国政府から発表された公式な情報ではなく、各方面からリークされた情報と、これまでの交渉経過や関係国における既存の貿易協定から推察される情報をもとに、国内で論説、議論がされているところですが、その結果、交渉経過、内容についてさまざまな未確認情報が飛び交う状況となり、情報の不確かさが交渉の先行きとその影響に対する不安、不信を助長している面があると思います。国連の専門家グループがTPPなど3つの自由貿易協定に関して、協定が経済面でなく健康や食品安全、労働基準、著作権など基本的な人権に関連する面を含み、それが秘密交渉として進められていることについて重大な懸念があり、これらの貿易協定の条文の素案を各国議会や市民社会に公表して検討のための十分な時間を確保し、民主主義的に賛否をとるべきであるとする声明を発表との報道があったと聞いております。既に全国町村会などでも、政府が情報提供を行わず説明責任を果たしていないことを指摘、最終合意の決定前に国民に情報を開示し、説明責任を果たすことを要請しております。

TPP交渉からの撤退を明確に政府に求めなさいという質問でございますが、国家間を巻き込んだ企業の多国籍化の進展などにより、国家間の貿易ほか経済活動のルールづくりが必要であることは疑いありませんが、国民の生活や安全、健康、地域社会の健全な維持、発展を根底にルールづくりがなされる必要があると考えております。このことについては、全国町村会においても、平成25年4月に交渉に当たっては拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこととの意見書を提出し、平成25年度、26年度の総会でも、TPP交渉に当たっては国益の堅持と重要5品目等聖域の確保に万全を期すことと決議をし、関係機関などに申し入れをしているところであります。

次に、農協改革は農家の要求と離れているが所見はどうかということであります。昨年3月議会でも回答しておりますが、現在の農協体制の中で、農協中央会は地方農協に対し、監査権限を初め、行政庁から付与された非常に強い権限を有しております。このことは、地方農協の事業展開に対する一律的な事前指導という形であらわれ、地域の組合員のニーズや経営課題に対応した事業展開が実施しにくい状況、いわばJAが組合員の方向を向いていない状況を生み出してきたと言われております。今回の法案では、行政付与による権限の見直しを図り、地方農協サイドの自主的な活動に対する相談や支援、調整機関としての役割を果たすという本来の中央会のあり方を問い直すというものであり、地方の農協が組合員のニーズに合った創意工夫ある事業展開を実施できることで、地域農業にとっても一定の効果をもたらし得るものと言われており、加えて当

の全中が受け入れを表明されている現状から、国に対して申し上げることではないと思っております。

次に、欧米との農業政策に対する認識であります。米国においては、その農業政策が企業化、巨大化した農業による国際競争力を強化することにつながるという、農家支援というよりは巨大農業ビジネスへの支援という側面が強くあります。欧州における農業政策がEU域内での輸出入自由化と加盟国内間の経済格差に伴う農産物支持価格の設定と、それに対する価格差補塡から始まったことなど、日本と欧米において政策背景に違いがあり、一律に論ずることはできないかと存じます。特に、現在の我が国の農業の現場においては、高齢化とともに年々に米離れが進み、消費が減退し続けており、そのことによる供給の過剰化が米価下落の大きな要因となっており、適切な需給バランスを構築できるような農業構造の見直しがないままに米価の価格保障を行うということは、財政的にも行き詰まりは目に見えたものであると。国民的な合意も得られないと考えます。とはいえ、農業に課せられた役割、すなわち食料安全保障、洪水防止や水資源の涵養、農地周辺の自然環境の保全といった農業の多面的機能の維持など、幅広い観点から農業農村政策を推進する必要があり、そのためにも地域における持続的な農業の体制維持が必要であります。

全国町村会では、平成26年9月に農業・農村政策のあり方についての提言を行っており、その中で、国が国内農業の持続的発展と安定的食料供給のため、国内農業の保護、振興を目指すものとして競争条件整備政策と位置づけ、立地条件による所得格差の是正など、農業競争条件整備の観点からの直接支払い制度の設計する必要があることを提言しております。

次に、米価の暴落は安倍政権に原因があるんだと、政府に欧米並みの米価政策をとるように求めなさいということでありますが、昨年3月議会におきまして御質問にお答えさせていただいておりますが、価格保障について、市場価格は農産物に限らず基本的に需要と供給のバランスによって決定されるものであることから、需要動向を無視して生産供給が過剰になれば、当然に値崩れが起きてまいります。厳しい財政状況にあって、高齢化とともに年々に米離れが進み消費が減退する中にあって、国の施策も米作から他の品目の作付に転換することを促し、需要に合った供給バランスをとる方向に転換してきております。現状の需給状況のままで米価の価格保障を行うということは、財政的にも行き詰まりは目に見えたものであり、国民的な合意も得られないと思います。

農業再生協議会では、少しでも需給バランスの改善を図るため、引き続き平成27年度も経営 所得安定対策の戦略作物助成の対象作物として、飼料用米の栽培を取り組んでいただくことを奨 励しております。交付金が10アール当たり、収量に伴ってスライドする方式になりますが、1 0アール当たり5万5,000円から10万5,000円の助成を行うこととしております。また、 単収の増加や良質米を栽培するために水田の地力増進を図ることが求められています。稲わらと 堆肥の相互供給など、耕畜連携に対しても10アール当たり1万3,000円の助成を行うことと しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、地方創生に関係してでございます。全国的に住宅リフォーム助成制度は有効性が検証されている。所見を伺うということでございますが、この事業については過去にも御質問いただいており、その都度お答えをしているところであります。住宅リフォーム助成事業を実施されている自治体の事業目的は、地元の中小零細企業の支援と経済の活性化、個人消費の拡大を図るために行われております。これまでも申し上げておりますように、町では同様の目的で、南部町産材活用家づくり事業のほか、プレミアム商品券発行事業、小規模工事等取り扱い制度、三世代同居等支援事業、町外からの移住者を対象にした空き家改修事業を設け実施してまいりました。それぞれにつきまして、特にプレミアム商品券については、従来より特典を1割ふやし、また、発行額も1億円と増加したところにより、より一層の効果が見込まれているところです。また、三世代同居等支援事業については補助上限を60万円として実施しており、昨年度、制度の創設以来、9軒の方に御利用いただき大変に喜んでいただいているところです。空き家一括借り上げ事業についても町内業者への発注を行っており、従来から申し上げておりました、施策に沿った形での実施を積極的に行うことにより、住宅リフォーム事業と同様な事業が実施され、幅広い対象で事業者個人を支援し、地元の経済活性化の支援に役立っていると考えております。

住宅リフォーム事業についての有効性については否定するものではありませんが、中小事業者への支援というより個人財産への支援の意味合いが強いことから、導入を見送ってきているところです。先ほど申し上げましたように、町の施策に沿った事業で同様の取り組みとして行っているところですので、御理解をいただきたいと思います。

次に、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型を活用し、創設を求めるとの御質問です。本町では、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型については、灯油購入費助成事業、プレミアム商品券発行事業の2事業を取り組んでいるところであります。地域消費喚起・生活支援型については、26年度事業としての取り組み事業であり、本年度における実施は予定されていません。したがいまして、本制度を使って住宅リフォーム制度をつくることはできないと考えます。

現在、プレミアム商品券は1億円の発行予定に対し、昨日までで9,428万円発行済みとなっており、残りについても数日中に完売を見込んでいるところでございます。本商品券を住宅リフ

ォームに使用いただくこともできますし、また、地域経済への波及効果も大きいものがあると考えているところでありますので、まだ購入されていない人はぜひ御利用いただきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 5番、植田均君の再質問を許します。植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) それでは、再質問をしてまいりますが、TPP交渉の現状につい てはそれぞれの交渉当事国からの情報提供がないという現状は共通認識ができたと思いますし、 その情報開示がないことがいろんな意味で問題を生んでいるということも明らかなわけで、これ も共通認識となったと思います。それで今、そういう理解の中でどういう交渉が具体的に、これ 正確ではないという言い方をしていますが、先ほど町長もおっしゃいましたように、昨年4月の オバマ大統領の訪日時に一旦合意をしたのではないかと。これを政府は国会での質疑の中で、肯 定も否定もしておりません。こういうことが報道されて、繰り返しになりますが、牛肉の関税が 現行の385%から9%程度、豚肉の差額関税も最も安い価格帯で1キログラム当たり482円 から50円、こういう水準まで引き下げていこうと。それから、米の77万トンのミニマムアク セスとは別に、米国向けの特別無税枠を10万トン前後設ける、これが一旦オバマ大統領が訪日 する際に合意したのではないかという報道があったわけです。それでそのことが大問題になりま して、そういう合意を秘密裏にしたのかということがメディアを中心に大問題になりました。そ して、それを慌てて否定したわけです、一旦。それでこれが専門家の見方を、有力な見方をして いるお話をしたいわけですけども、私が今手元に持っている資料は、東京大学の鈴木宣弘教授な んですが、このTPP交渉に関するいろいろな事情に詳しい方でありまして、結局メディアに官 邸が観測気球的にリークしたのではないかと。だから、一旦気球を上げてそれに対する国内の反 応を一旦見て、そして交渉を、そういう気球を上げることによって国民の反応を見ながら、そう いう合意はしないんだと、だから頑張ってるんだという演出ではないかと言われてるんですね。 こういうことを官邸がやるというようなことを言われても仕方がないような交渉の過程なんです ね。こういうあり方についてどうなんだということを言いたいわけですけども、町長はなかなか 当事者の正確な情報じゃないのでコメントできないとは思うんですけども、こういう最後に言わ れましたね、国連の機関からも情報開示をしないで、こういう大きな国際的な貿易のルールをつ くるのにそれぞれの国民が突然交渉が妥結する段階になってぽんと出てくる、こういう状況があ っていいのかということなんですね。こういう状況について国連の機関も指摘しているわけです から、これに対してはもっと地方からきちんと意見を言っていく必要があると思うんですが、こ

- の点、再度見解を求めたいと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。地方から意見を言っていきたほうがいいということですが、我々がよりどころとしておりますのは全国町村会でございます。全国町村会を通じて、TPPの問題については先ほど来何度も申し上げておるように意見を言っておりますので御了解をいただきたいと思います。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- 均君) なかなか歯切れが悪いわけですけれども、私は、今アメリカの議 ○議員(5番 植田 会においてTPP交渉に政府の強い交渉権限を与えるためのTPA法案というのが、一旦このT PA法案そのものはアメリカの下院で可決されたんですけども、これに関連する、セットで審議 された法案が可決されなかったということが報道がありました。これは何が問題になってるかと いいますと、自由貿易の拡大によって失業した人を支援する貿易調整支援制度というのが民主党 を中心にして問題があるということで、これが可決されなかったということなんですが、この問 題の本質というのはですね……(「頑張れ」と呼ぶ者あり)はい、ちょっとお待ちください。大 事なところがちょっとあれですが。アメリカの労働組合や環境団体、消費者団体などは、TPP は昨年、発効から20年を迎えた北米自由貿易協定NAFTAという協定がありますが、これを 世界規模に広げるものだという批判をしているというふうに報道されております。このNAFT Aが自由貿易協定がつくられたためにアメリカの企業は賃金が低いメキシコやカナダへ次々と多 国籍企業が移転し、2004年までに限っても100万人分の雇用が失われたという状況になっ ている、そのことが問題になっているようです。アメリカの北米貿易協定で100万人の雇用が 失われる、こういうことがこのTPPによってもより増大されていくんだとそういう認識なんで すが、こういうことは日本の国内においても起こり得るわけですね。こういう認識は町長はお持 ちでしょうか。(「難しいな」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。私がちょっと勉強したところによりますと、輸出入でGDPで影響あるのが我が国は14%程度、15%を切っております、GDPのですね。しかし、ドイツだとか韓国だとか、輸出でGDPを稼ぐ国は非常に6割とか5割とかそういうことになっておりまして、我が国には輸出入でのGDPへの影響は15%以内ということが数字的に明らかになっておって、影響がないことはもちろんないわけですけれども、他の国ほどの影響はないだろうというようにその数字を読んで思いました。いずれにしましても、一国で平和主義とい

うか、一国だけで成り立っていかない時代になってきて、グローバルな地球環境、私たちの暮ら しているのが時空が今グローバルになって来つつありますから、これをやっぱりコントロールす る一定のその枠組みというのは、当然協定をしてルールの中でやっていかざるを得ないというよ うに思います。

問題は、他国の場合は移民を受け入れたり、よその国に働きに行ったり、特にEUなんかはもう自由に行き来できるそうですから、こういうことなんですけれども、我が国の場合は移民国家ではないわけでありまして、英語が中心の国際社会において英語をどんどん使って商売ができるような状況にもない。したがって、これをその他国の状況と比較して同じように論ずるのは無理があると、このように思って聞かせていただきました。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 私は日本にそのまんま当てはまるという話ではなくて、アメリカ においてはそういう問題が起きとって、アメリカの下院ではそれが問題になって政府に交渉権限 を与えるというところまではいってないという、そういう話なんです。

それから、一方ヨーロッパにおきましては、欧州連合とアメリカとのTPP版といわれておりますTTIPという交渉が中断、審議が中断になったという報道もありました。この原因はISD条項への懸念です。これは貿易ルールに国際的に訴訟をあらゆるところで訴訟をすることが可能だということで、貿易、本当にいつ訴えられるかわからないこういう状況の中で、果たしてきちんとした、国が訴えられることもあるわけですね。こういうことの中で、正しい国際貿易が訴訟のし合いみたいな中でできるのかということが懸念になっております。そういう現状もあるということで、私が一番このTPPで問題だと思ってるのは、明らかに国内農産品は被害を受けることは明らかなんですね。このことにつきましては、何度も言ってるんですけど、もう一度再確認しておく必要があるんだと思います。鳥取大学の藤田教授は、鳥取県でもTPPに参加すれば県内の農林水産業は大きな打撃を受け、試算対象となった12品目だけでも農林水産生産額516億円の約半額に当たる246億円が失われる、そしてカロリーベースでも日本の食料自給率は39%にすぎず、6割以上の食料を海外に依存していますが、それがTPPに参加すると自給率は政府の試算でも27%から、農水省の試算では14%に低下すると、こういうことを政府も認めていながら、これに対する何の明確な対策も今、政府は言っておりませんね。こういう中で、日本にどういうメリットがあるのかということなんですね。

先ほど紹介しました東大の鈴木宣弘教授は、最終的に農産品への被害はもうとどまるところを 知らないと、こういうことは明らかではないかと、今の交渉過程を見て、そして、しかもTPP による日本の唯一のメリットともいわれる米国の自動車関税撤廃についても、米国側は25年から30年の猶予期間を設定する上、ある時点では日本の自動車市場における米国車の浸透率がある水準を超えなければそれ以降の関税削減は永久に停止するとまで主張していて、全てにおいて相手国だけを自由化させるというのが米国の非対称的な貿易自由化の本質だと、こういうところまで断言をするような今の日本の交渉姿勢だということを指摘されているわけですね。さらに、先ほども言いましたけれども、米国は日本には全ての関税撤廃を要求しながら、砂糖と乳産品については米国よりも競争力のある豪州に対しては、既に結ばれている米豪FTAでの米国乳業を守る例外措置がTPPでも有効だと主張して、米国の主張はニュージーランドの乳製品については多国籍乳業化したフォンテラという酪農協が独占的に地位を乱用しているから乳製品関税の撤廃には応じられないと、こういうアメリカが、日本に対してはですよ、全ての関税を最終的に撤廃せよと言っていながら、国内の農産品については自分の権益を守ると、こういう姿勢に終始しているわけですね。こういう専門家の意見ですので、私は重要な指摘だと思っていますが、これはいいですわ、答弁求めてもあんまり必要がありませんので、私は次に農協改革について話を進めます。

政府は、農協改革の目的は単位農協の自由度を高めて農産物の販売力を強化することだと言っていますが、本当の目的は結集力をそいでTPP反対などを封じ込める、農協からビジネスを奪うことだ、販売力強化ではなく弱体化しようとしている、これが全中の監査権限の剝奪や全農の株式会社化、準組合員の規制、農家所得の向上の取り組みには何もつながっていない、こういう指摘です。そして、さらに農協解体を狙う人たちの目的は、350兆円の郵貯マネーを狙った郵政解体と重なります。米国金融資本が狙っているのは、まずJAバンクとJA共済の計120兆円の農協マネーであり、そのほかにも低コストで農産物を仕入れたい大手小売屋、巨大流通業者、肥料や農薬の価格をつり上げてもうけたい商社、さらに農業参入したいコンビニやスーパー、人材派遣会社などのハイエナ企業が控えています。ここまで辛辣に批判をされておりますが、こういう農協を解体しようとする動きに私たちはもっと神経をとがらせてこの問題を見詰めていく必要があると思うんですが、町長はどうでしょうか。政府の言う農協改革はそれぞれの農家の自主性を全中がこれまで阻害しとって、それでそのための農協改革、全中の統制力を外すことによって農家の所得が倍増していく、こういう政府の考え方について改めて見解をお伺いいたします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございますが、先ほど中央会のことについては御答弁申し上げた とおりでございます。ただ、このTPP絡みという何となくそういうきな臭い感じがないわけで

もないわけですけれども、おっしゃったその350兆円ですか、JAの預金や共済を狙ったというような、そういうことは政府は言っておりませんのでそうではないだろうとは思いますが、何となくこのTPP絡みでみんな考えますので、そういう御指摘もちょっと聞いてみんといけんなという気持ちで今聞かせていただきました。今大切なことは、やっぱり大規模経営だとか、それからそれぞれの地域地域で農業振興をやって農業の輸出でもふやしていこうと、地方創生の絡みの中でそういう動きであります。その動きと、それから中央会という農協を束ねる組織がちょっと違った動きになっておるということからこの解体という方向になったのではないかと、このように思っております。結局中央会で一律的な事前指導が行われて、それが地方の農協の手や足を縛っていくというようなことで、思うような動きがとれないというところに着目して、もうちょっと自由な発想で農業振興をやったほうがいいのではないかというところからこういう施策が決定になったのではないかと思っておりますし、それから、そもそもこの万歳会長がこれを受け入れたということでございますから、私どもが側でどうこう言う筋合いのもんではないのではないかなというふうに思っております。

ISDについては共通の認識を持っておって心配しております、私もですね。農産物にしても 工業製品にしても、自由貿易という原則で基本的に真面目にやらんといけんというように思うわ けです。そういう中で国家の政策を訴えるようなISD条項というのは、これは非常に心配なこ とだなと思っております。そこの辺のすり合わせといいましょうか、をやっていかないとうまく 回らんだろうなと思います。日本では農産品の関係でいいますと、韓国がいわゆる福島の原発事 故以来輸入制限しておるというようなことはございます。それから、最近では台湾が日本の全面 的な輸入を禁止したということがあって、これをWTOに提訴するという方向であります。台湾 はまだ提訴にはなってないと思いますけど。それから、工業製品でいうとレアアースが中国で禁 輸されたということで、これも提訴して、これは勝訴しておりますが、要はそういう国際機関と いうようなものが関与して国の政策を変えさせるということであります。これはいい面もあれば 悪い面も、都合の悪い面もあるかとも思いますけれども、自由貿易を進めていくには一定のルー ルとして必要ではないかなというようなことも一方で思うわけであります。そういう中で結局そ の全中の問題なんかも訴えられる可能性があったのではないでしょうかな。そういう危ない存在 ではあったのではないかというような思いもいたして聞かせていただきました。TPP絡みでい えば、やっぱり早目に手を打たれたというように思いますし、そうでなかったらやっぱり最初申 し上げたように、地方農協の自由な発想で農業振興を図らせたいということではないかと思いま す。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 5番、植田均君。
- ○議員(5番 植田 **均君)** いろいろ言いたいことはいっぱいあるんですけども時間もなくな りつつあるので、私は日本の農業のあるべき姿をこの加藤教授が提言をされておりますので、そ こをまず紹介しながら、今の日本の農業のあり方の問題を考えてみたいと思うんですが、食糧の 国家戦略の再構築という表題で短い文章を書いておられますが、元気で持続的な農業発展のため には禁止的な高関税でも徹底したゼロ関税でもなくその中間の適度な関税と適度な国内対策との 実現可能な最適の組み合わせを選択し、高品質な農産物を少しでも安く売っていく努力を促進す る必要があると思います。米でいえば778%も必要ないと思いますが、ゼロ%ではもたない、 200%にすれば国内の直接支払いも4ないし5,000億円で済むでしょう。水田の4割も抑制 するために農業予算を投入するのではなく、国内生産基盤をフルに生かして、できたものの販路 を拡大する戦略と予算投入、つまり生産調整から販売調整への転換が必要です。米粉、飼料米な どと主食米と同等以上の所得を補塡し、販路拡大とともに備蓄機能も拡充しながら、生産割り当 てがなくても需給が調整され、全国的な適地適作が誘導される主食用と非主食用への補塡体系の 確立が必要です。拡充した備蓄米を機動的に活用して、10億人近い世界の栄養不足人口の縮小 に日本の米で貢献することも視野に入れて、日本からの食糧援助をふやす戦略も重要です。飼料 米、米粉米の振興は、小麦、大豆、トウモロコシの輸入依存を軽減し水田を水田として維持する ことにより、世界的に輸出規制が発生するような不測の事態に飼料米を食用に回すことも含めて、 米で国民のカロリーを確保する備えとして国家安全保障上も極めて重要です。そのために必要な 予算は、備蓄費用も含めて日本と世界の安全保障につながる防衛予算であり、海外援助予算でも あるから、狭い農水予算の枠を超えた日本の世界貢献のための国家戦略予算をつけられるように 予算査定システムの抜本的改善が必要です。

それから、地域の担い手の問題とか、いろいろ提言をされております。私はそういう今の日本の農政の行き詰まり、はっきり言ってじり貧ですよ。こんなことやっとったら後継者も育ちません。こういう今の提言にあるように、将来の日本の農業をどうしていくんだと本気で考える国の農政が今求められているということを指摘して、次の住宅リフォームの問題に触れてまいります。

町長は、今やっている施策が功を奏していると言っておられますけれども、一方で住宅リフォーム事業の有効性については認められておりますが、私は熊本県の実態調査の中で、熊本県の例です、県内でいち早く住宅リフォーム助成制度を創設した多良木町では、4年間で420件の補助事業があり、補助金は6,800万円、補助対象工事費は5億……。

○議長(秦 伊知郎君) 植田委員、少しまとめてください、時間がもうありません。

- ○議長(秦 伊知郎君) 時間となりました。これで終わりにします。
- ○議員(5番 植田 均君) 今度の議会視察で長野県の川上村というところに行ってまいります。その視察の目的の一つは住宅リフォーム制度の調査です。町長は、私が提案するのが悪いのか知りませんけれども、もっと積極的に町民の皆さんが喜ばれる施策をきちんと提案に対しては真摯な態度で対応していただきたいということを改めて要望いたしまして、質問を終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で、5番、植田均君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長(秦 伊知郎君) 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

5月25日に開催しました議会運営委員会までに受理しました請願、陳情は、お手元に配付の 請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり審査を付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託 されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長(秦 伊知郎君) 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付 しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算 常任委員会に付託いたします。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。 これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた します。

明日17日からは常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。

以上、終了いたします。御苦労さんでした。

午後2時06分散会